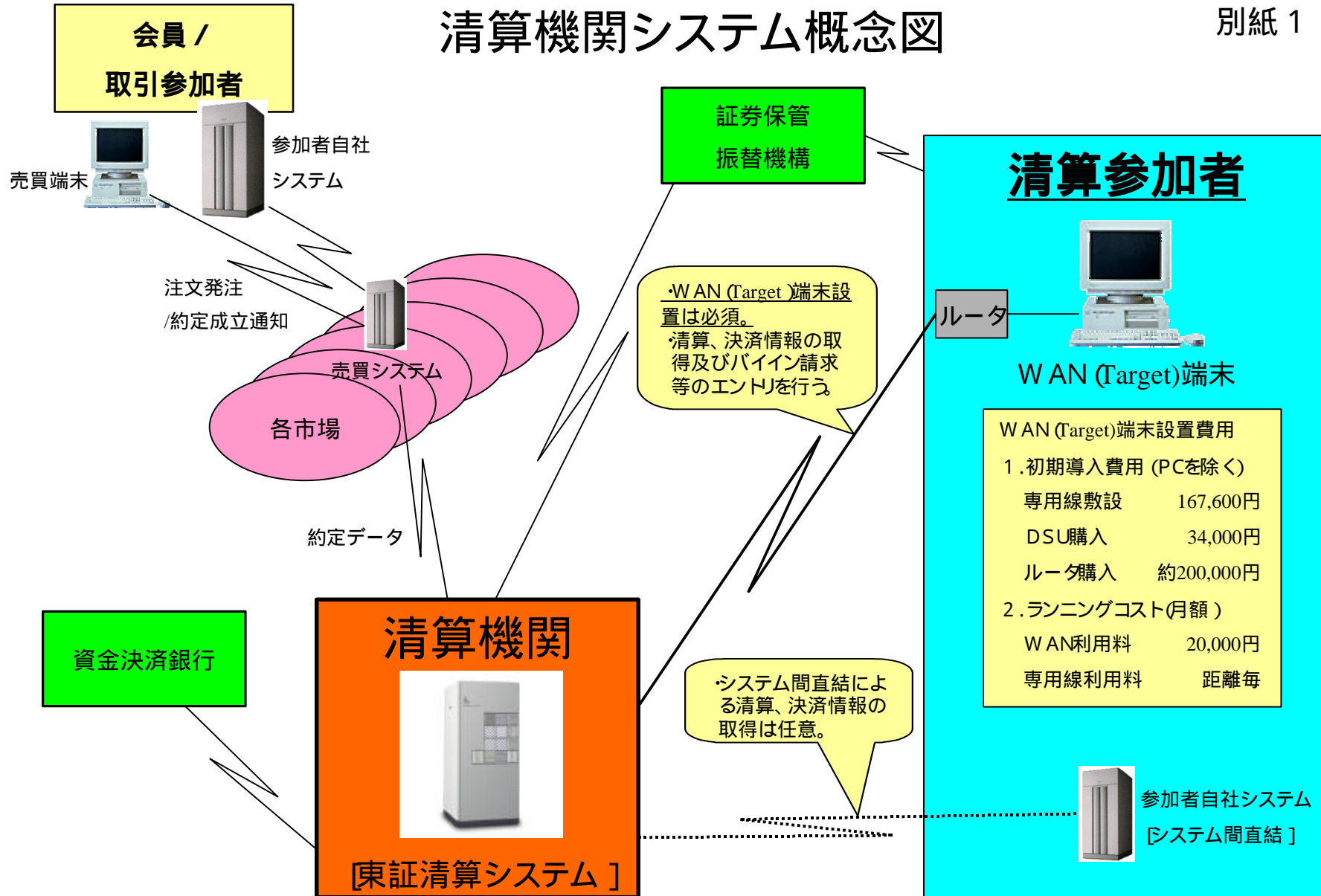


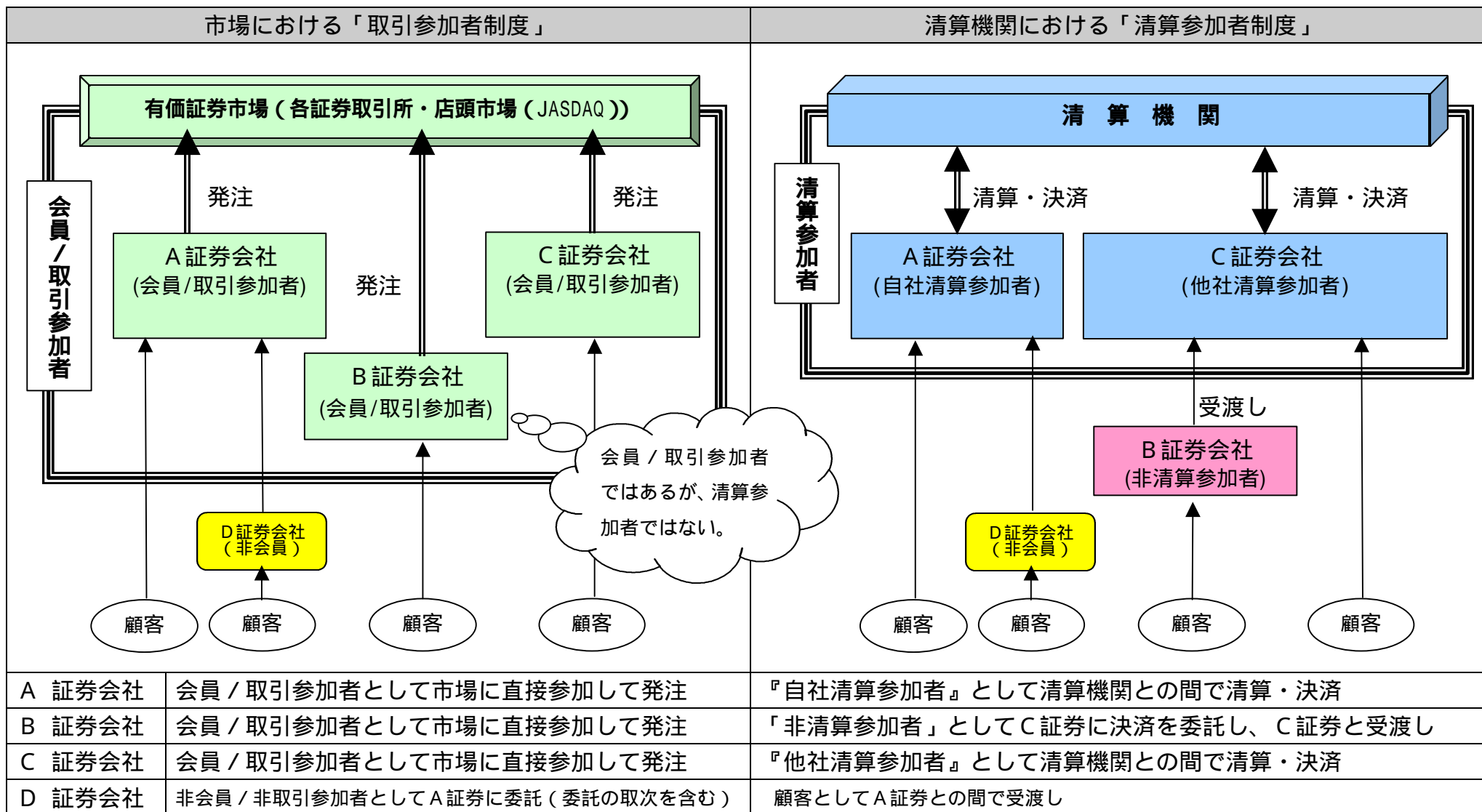
## 【 別 紙 目 次 】

- 別紙 1 清算機関システム概念図
- 別紙 2 参加者制度イメージ図
- 別紙 3 国債DVP決済を行うための要件について
- 別紙 4 各種担保の取扱いについて
- 別紙 5 各種清算値段等の取扱いについて
- 別紙 6 国債決済制度について
- 別紙 7 売買制度に関する前提事項
- 別紙 8 清算機関における清算・決済の枠組み（イメージ）
- 別紙 9 貸借取引及び品貸取引の債務引受に関する取扱いについて
- 別紙 10 清算機関における決済方法イメージ図
- 別紙 11 株券等DVP決済について
- 別紙 12 債務引受明細表サンプル
- 別紙 13 主な帳票
- 別紙 14 債券の経過利子の取扱い
- 別紙 15 相対分割
- 別紙 16 初期利子における特別処理について
- 別紙 17 清算基金基礎所要額の算出方法について
- 別紙 18 損失補償による決済履行保証スキームのイメージ
- 別紙 19 各市場の損失補償実行額の算出事例
- 別紙 20 各市場開設者から徴収する銘柄管理料・清算手数料の料率

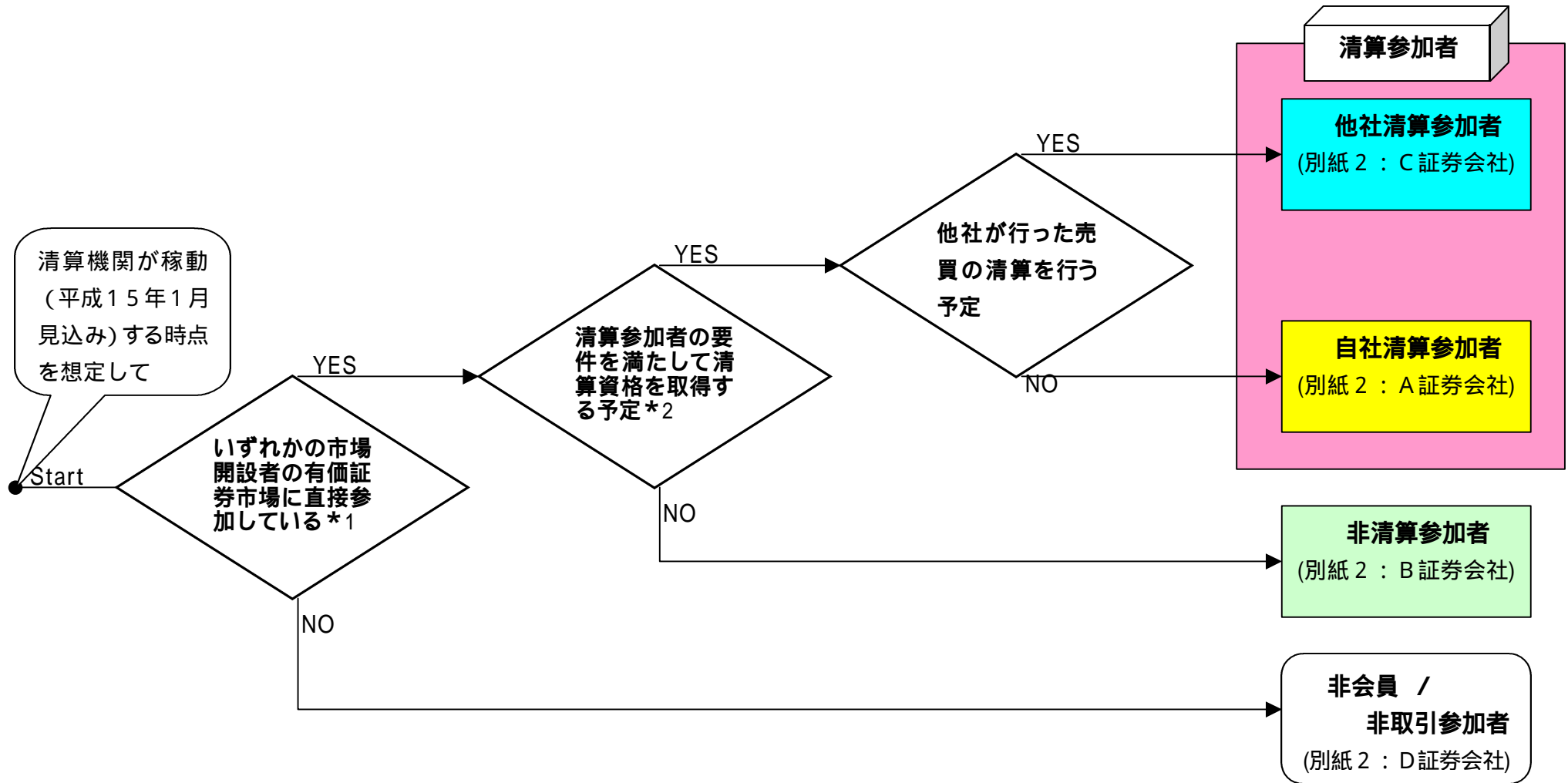
# 清算機関システム概念図



### 参加者制度イメージ図



チェックシート（清算機関への参加関係）



\* 1 : “直接参加している”とは、証券取引所の会員(取引参加者)又は店頭市場(JASDAQ)において協会規則に基づき売買を行うためJASDAQシステムに接続している者

\* 2 : 清算参加者の要件等については本編資料「 . 清算機関における参加者制度」項番 3 & 8 参照

## 国債 D V P 決済を行うための要件について

### 1. 国債振替決済制度の直接参加者の場合

清算参加者が国債振替決済制度の直接参加者の場合は、当該清算参加者が国債 D V P について日銀ネットのオンライン利用者である必要がある。

この場合、国債受渡依頼に係る電文等は、清算参加者が日銀ネット専用端末又は CPU 接続を利用して送受信することとなる。また、DVP に係る資金の授受は、清算参加者の日銀当座勘定又は代行決済銀行の日銀当座勘定を利用して行うこととなる。

### 2. 国債振替決済制度の間接参加者の場合

清算参加者が国債振替決済制度の間接参加者の場合は、当該清算参加者の指定参加者（口座開設先の直接参加者）が国債 D V P について日銀ネットのオンライン利用者である必要がある。なお、指定参加者が銀行等<sup>(注)</sup>でない場合、指定参加者は、当該清算参加者分の DVP 決済に関し代行決済銀行を利用する必要がある。

この場合、国債資金同時受渡依頼に係る電文等は、清算参加者の指定参加者が日銀ネット専用端末又は CPU 接続を利用して送受信することとなる。また、DVP に係る資金の授受は、指定参加者の日銀当座勘定又は代行決済銀行の日銀当座勘定を利用して行うこととなる。

(注) 銀行等とは業務として為替取引を行うことができる者をいう。

	清算参加者の振替制度参加形態	国債 D V P についての日銀ネットの利用	資金決済口座
A	直接参加者	清算参加者がオンライン利用者であること	自社の日銀当座勘定
B	直接参加者	同 上	代行決済銀行の日銀当座勘定
C	間接参加者 指定参加者が銀行等の場合	指定参加者がオンライン利用者であること	指定参加者の日銀当座勘定 又は 指定参加者が利用する代行決済銀行の日銀当座勘定
D	間接参加者 指定参加者が銀行等でない場合	同 上	指定参加者が利用する代行決済銀行の日銀当座勘定

## 各種担保の取扱いについて

項 目	内 容	備 考
1. 代用有価証券の種類及び掛目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現物取引等清算基金、前日差入担保金及び発行日決済取引の売買証拠金は、現金のほか、有価証券をもって代用差入れすることができる。</li> <li>・ 有価証券により代用差入れする場合の代用有価証券の種類及び掛目は別添 1 のとおりとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代用有価証券の時価については別紙 5 参照</li> </ul>
2. 手続時限及び手続窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担保の差入手続き、返戻請求及び移換手続きの時限は、正午（半休日の場合は、午前 11 時）とする。</li> <li>・ 担保の差入・返戻手続きの窓口は、日本証券決済株式会社（以下「日証決」という。）の東京営業所におく。</li> </ul>	
3. 現金による差入・返戻手続き 口座の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算機関は、現金による差入れを受けるために清算銀行に預金口座（以下「差入口座」という。）を開設する。</li> <li>・ 清算参加者は、清算機関への現金の差入れに利用する清算銀行を 1 行選定する（選定した銀行を以下「選定銀行」という。）</li> <li>・ 清算参加者は、清算機関から現金の返戻を受けるために、全国銀行内国為替制度加盟金融機関（清算銀行には限らない。）に、預金口座（以下「返戻口座」という。）を開設する。返戻口座の預金種目は、普通預金又は当座預金とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算銀行には、日本銀行は含まれない。</li> <li>・ 清算参加者は、あらかじめ選定銀行及び返戻口座を清算機関に届け出る。</li> </ul>
差入手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算参加者は、現金による差入れを行う場合は、差入日当日に、選定銀行の差入口座に当日入金扱いで振込入金を行う。</li> <li>・ 清算参加者は、振込入金を行った後、所定の伝票（OCR 伝票）等を清算機関に提出する。</li> </ul>	

項目	内容	備考
返戻手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算参加者は、返戻請求を行う場合、返戻日当日の請求時限までに、所定の伝票（OCR伝票）を清算機関に提出する。</li> <li>清算機関は、返戻請求を受けた場合、清算参加者の返戻口座に当日入金扱いで振込入金を行う。</li> </ul>	
移換手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算参加者は、清算機関に差し入れている現金を他の預り目的に移し換える場合は、移換日の手続時限までに、所定の伝票（OCR伝票）を清算機関に提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移換の場合は、銀行における振込みや振替は行わない</li> </ul>
<p>4. 代用有価証券による差入・返戻手続き</p> <p>(1) 保振機構取扱有価証券による差入・返戻手続き 口座の取扱い</p> <p>差入手続き</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保振機構が取り扱う有価証券の差入・返戻は、すべて保振機構における口座振替により行い、現物証券による差入・返戻は行わない。</li> <li>清算機関は、証券保管振替機構（以下「保振機構」という。）取扱有価証券を代用有価証券として受け入れるために、保振機構に参加者口座（以下「差入口座」という。）を開設する。</li> <li>清算参加者は、保振機構取扱有価証券の差入・返戻を行う場合は、自社が保振機構に開設している参加者口座又は自社が有価証券の保管を委託している保振機構参加者の参加者口座を利用する。</li> <li>清算参加者は、保振機構取扱有価証券の代用差入れを行う場合は、当日振替請求又は前日振替請求により、清算機関の差入口座への振替請求を行う。</li> <li>清算参加者は、振替請求に際して「メッセージ2欄」に預り目的コードを入力する</li> <li>清算参加者は、振替の完了を確認したうえで、手続時限までに所定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算機関の差入口座は、区分口座コード「40」の口座とする。</li> <li>自社の参加者口座を利用する場合の区分口座は、1種類とする。</li> <li>他の保振機構参加者の参加者口座を利用する場合の具体的な取扱いについては、別途検討。</li> <li>預り目的コードは、現物取引清算基金：60、前日差入担保金：70、売買証拠金：90とする。</li> </ul>

項目	内容	備考
返戻手続き	<p>の伝票（OCR伝票）を清算機関に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>清算参加者は、返戻請求を行う場合、返戻日当日の請求時限までに所定の伝票（OCR伝票）を清算機関に提出する。</li> <li>清算機関は、返戻請求を受けた場合、清算参加者の参加者口座への振替を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算機関は、振替請求に際して「メッセージ2欄」に預り目的コードを入力する</li> </ul>
移換手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>移換手続きは現金の場合と同様とする。</li> </ul>	
(2)振込国債による差入・返戻手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>国債証券の差入・返戻は、すべて日本銀行における口座振替により行い、登録国債及び現物証券による差入・返戻は行わない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>振込国債の取扱いについては、「短期社債等の振替に関する法律」の改正等により変更される可能性がある。</li> </ul>
口座の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算機関は、振込国債を代用有価証券として受け入れるために、日本銀行に参加者口座（以下「差入口座」という。）を開設する。</li> <li>清算参加者は、振込国債の差入・返戻を行う場合は、自社が日本銀行に開設している参加者口座又は自社が振込国債の保管を委託している直接参加者（保管を委託している先が間接参加者の場合は、その指定参加者である直接参加者）の参加者口座を利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算機関の差入口座は、種別コード「00」の口座とする。</li> <li>振込国債の差入・返戻を行う場合の参加者口座の金融機関等コード及び種別コードは、国債DVP決済に使用する参加者口座と同一とする。</li> <li>他の直接参加者の参加者口座を利用する場合の取扱いについては、別添2参照。</li> </ul>
差入手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算参加者は、振込国債の代用差入れを行う場合は、差入日当日に清算機関の差入口座への振替指図を行う。</li> <li>清算参加者は、振替指図に際して預り目的コードを所定の位置に入力する。</li> <li>清算参加者は、振替の完了を確認したうえで、手続時限までに所定の伝票（OCR伝票）を清算機関に提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算機関による「逆引振替」は行わない。</li> <li>預り目的コードは、日銀ネットの「口座振替（払出先）」&lt;74451&gt;を利用する場合は「取引番号」欄に、「口座振替（払出先・記事付）」&lt;74452&gt;を利用する場合は「記事」欄の31桁目～32桁目に入力する。</li> </ul>



項目	内容	備考
返戻手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算参加者は、振込国債の返戻請求を行う場合、返戻日当日の請求時限までに所定の伝票（OCR伝票）を清算機関に提出する。</li> <li>清算機関は、返戻請求を受けた場合、日銀ネットの「口座振替（払出先・記事付）」＜74452＞を利用して清算参加者の参加者口座への振替指図を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算機関は、「記事」欄の31桁目～32桁目に預り目的コードを入力する。</li> </ul>
移換手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>移換手続きは現金の場合と同様とする。</li> </ul>	
当期利払口振替の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算機関は、清算参加者から受け入れている振込国債について、利払期日の4営業日前の差入残高に基づき、利払期日の3営業日前に、日銀ネットの「口座振替（払出先・記事付）」＜74452＞を利用して清算参加者の当期利払口への振替指図を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算機関は、「記事」欄の31桁目～32桁目に預り目的コードを入力する。</li> </ul>
(3)現物証券による差入・返戻手続き 差入手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算参加者は、現物証券に所定の伝票（OCR伝票）を添えて清算機関に提出する。</li> <li>清算機関は、伝票に受付印を押印のうえ、清算参加者に交付する。</li> </ul>	
返戻手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算参加者は、差入時に交付された伝票を返戻日の請求時限までに清算機関に提出する。</li> </ul>	
5.OCR伝票の伝送について	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算参加者は、清算基金等の差入・返戻（現金、保振機構取扱有価証券、振込国債による差入・返戻に限る。）を行う場合、清算機関への伝票の提出に代え、清算機関が定めるところによるファイル伝送により差入・返戻の手続きを行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>OCR伝票の伝送については別添3参照</li> </ul>

## 代用有価証券の種類及び掛目

	種 類	掛 目
1	国内の証券取引所に上場されている内国株券及び協同組織金融機関の発行する優先出資証券	100分の70
2	日本証券業協会に登録されている内国株券（店頭管理銘柄として登録されているものを除く。）	100分の70
3	国債証券	100分の95
4	地方債証券	100分の85
5	特別の法律により法人の発行する債券	
	政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証しているもの	100分の90
	その他のもの	100分の85
6	国内の証券取引所に上場されている社債券又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）	100分の85
6 - 2	新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの	100分の80
7	日本証券業協会にその株券が登録されている会社（株券が店頭管理銘柄として登録されている会社を除く。）が発行する社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）	100分の85
7 - 2	日本証券業協会にその株券が登録されている会社（株券が店頭管理銘柄として登録されている会社を除く。）が発行する新株予約権付社債券	100分の80
8	国内の証券取引所に上場されている交換社債券	100分の80
9	証券取引法施行令第2条に定める債券である円貨債券	100分の90
10	前号に掲げる債券の発行者を除く外国法人又は外国若しくは外国の地方公共団体の発行する円貨建外国債券（転換社債券及び交換社債券を除く。）	100分の85
11	投資信託の受益証券及び投資証券（国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。）	
	公社債投資信託の受益証券	100分の85
	その他のもの	100分の70

- (注) 1. 第3号から第10号まで（第8号を除く。）に掲げる有価証券については、国内の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会が売買参考統計値を発表するものに限る。
2. 第4号から第10号まで（第5号を除く。）に掲げる有価証券については、その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。
3. 清算参加者は、当該清算参加者が発行する有価証券を代用有価証券として預託することはできないものとする。

## 他の直接参加者の参加者口座を利用して振込国債の差入・返戻を行う場合の取扱い

清算参加者が、振込国債の保管を委託している直接参加者（保管を委託している先が間接参加者の場合は、その指定参加者である直接参加者。以下これらの直接参加者を「保管先」という。）の参加者口座を利用して代用有価証券の差入・返戻を行う場合、以下のとおり取り扱う。

## 1. 参加者口座等の取扱い

- ・ 清算参加者が利用できる参加者口座は1つとする（複数の保管先の併用や自社の参加者口座と保管先の参加者口座との併用はできない）。
  - 金融機関等コード及び種別コードは、清算機関と国債DVP決済を行う場合の口座と同一とする。
  - 保管先は、複数の清算参加者から代用有価証券の差入・返戻業務を受託することができる。
- ・ 清算機関は、清算参加者から受け入れている振込国債について、利払期日の4営業日前の差入残高に基づき、利払期日の3営業日前に、日本銀行に対して保管先の当期利払口への振替指図を行う。
  - 振替指図に使用する電文の種類及び記事欄の使用方法は返戻手続きと同様

## 2. 差入・返戻の手続き

## (1) 差入手続き

- ・ 保管先は、保管先の参加者口座から清算機関の参加者口座への振替指図を行う（振替指図は清算参加者ごと預り目的ごとに行う）。
- ・ 保管先は、振替指図に際して、日銀ネットの「口座振替（払出先・記事付）」<74452>を使用し、以下のとおり「記事」欄に清算参加者のコード及び預り目的コード等を入力する。
  - 18桁 = O（英字）、19～20桁 = BA又はSC、21～24桁 = 統一金融機関コード又は証券会社等標準コード、31～32桁 = 預り目的コード
- ・ 清算参加者は、所定のOCR伝票を清算機関に提出する。

## (2) 返戻手続き

- ・ 清算参加者は、所定のOCR伝票を清算機関に提出する。
- ・ 清算機関は、清算機関の参加者口座から保管先の参加者口座への振替指図を行う。
- ・ 清算機関は、振替指図に際して、日銀ネットの「口座振替（払出先・記事付）」<74452>を使用し、以下のとおり「記事」欄に清算参加者のコード及び預り目的コード等を入力する。
  - 3桁 = B、4～5桁 = BA又はSC、6～9桁 = 統一金融機関コード又は証券会社等標準コード、31～32桁 = 預り目的コード

## O C R 伝票の伝送機能の利用

## ( 1 ) 概要

担保の差入・返戻手続きのための伝票（O C R 伝票）の記載事項を、参加者のパソコンから清算システムに伝送することにより、窓口における書類の授受によらずに手続きを行う。

現金による差入れを行う場合の入金通知書及び振込入金を行ったことを証する書類は F A X で清算機関（東京）に送付する。

保振機構取扱有価証券の返戻のための保振機構への振替請求は、清算機関（東京）が清算システムで作成したデータを利用して保振端末から送信する。

## ( 2 ) 使用回線及び前提条件

- ・ 接続回線 : I N S ネット 6 4
- ・ 接続手順 : 全銀協標準通信プロトコル（ベーシック手順）
- ・ 伝送データ : 伝送するデータの項目及びフォーマットは清算機関が別に定めるところによる。
- ・ その他 : 回線の敷設、機器の設置、伝送データの作成は参加者の責任で行う（既存パソコン等の利用可）。

## ( 3 ) 参加者側費用（例）

- ・ ソフト導入費用 : 78,000 円（全銀協手順通信ソフト NTS-100-BANK）
- ・ 機器設置費用 : 既存パソコン等利用可
- ・ 回線利用料（月額） : 4,270 円 + 通話料 ... I N S ネット 6 4 ライトの場合

## 各種清算値段等の取扱いについて

項目	内容	備考
<p>1. DVP 清算値段の取扱い</p> <p>(1) DVP 清算値段</p> <p>(2) 清算値段基礎情報データの授受</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算機関は、DVP 決済を行う銘柄について、毎日、DVP 清算値段を定める。</li> <li>・ DVP 清算値段は、決済日の前日における普通取引の最終値段（取引所市場については、最終気配値段を含む。以下同じ。）とする。</li> <li>・ 決済日の前日において約定値段（取引所市場については、最終気配値段を含む。以下同じ。）がない場合は、決済日前日の基準値段とする。</li> </ul> <p>(2) 各市場は、毎日、午後 3 時 45 分までに、DVP 決済を行う銘柄について、当日の最終値段及び基準値段を清算機関に送信する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DVP 決済の対象は、保振機構取扱証券の普通取引及び立会外取引等。</li> <li>・ 最終気配値段とは、取引終了時において当該市場の規則に基づき表示されていた特別気配値段、調整気配値段又は認定気配値段をいう。</li> </ul> <p>(2) 清算機関が午後 3 時 45 分までに清算値段基礎情報データを受信できない場合は、当日の DVP 清算値段を翌日の DVP 清算値段とする。</p>
<p>2. 発行日決済取引の清算値段の取扱い</p> <p>(1) 発行日決済取引の清算値段</p> <p>(2) 清算値段基礎情報データの授受</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行日決済取引の清算値段は、その日の最終値段とする。ただし、当該日に約定値段がない場合には、前日の清算値段とする。</li> </ul> <p>(2) 各市場は、毎日、午後 3 時 45 分までに、当該市場に上場又は登録されている銘柄について、当日の最終値段及び最終気配値段を清算機関に送信する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算機関が午後 3 時 45 分までに清算値段基礎情報データを受信できない場合は、前日の清算値段を清算値段とする。</li> </ul>

項目	内容	備考
<p>3. 代用有価証券の代用価格の取扱い</p> <p>(1) 代用価格</p> <p>(2) 時価データの授受</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算基金及び発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券の代用価格は差入日の前々日、前日差入担保金については、決済日の前々日における時価に所定の掛目を乗じて算出する。</li> <li>代用価格の算出に使用する時価は、各市場における普通取引の最終値段とする。</li> <li>各市場は、毎日、午後3時45分までに、当該市場に上場又は登録されている銘柄について、当日の最終値段及び最終気配値段を清算機関に送信する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通債については、日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値とし、売買参考統計値が発表されていない銘柄のうち取引所市場に上場しているものは、取引所市場における最終値段とする。</li> <li>清算機関が午後3時45分までに時価データを受信できない場合は、前日の代用価格を代用価格とする。</li> </ul>
<p>4. DVP清算値段等に係る重複上場銘柄等の取扱い</p> <p>(1) 重複上場銘柄の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の市場に重複して上場している銘柄に係るDVP清算値段、発行日決済取引の清算値段及び代用有価証券の代用価格に使用する時価については、あらかじめ定めた優先順位により、当該日において約定値段(取引所市場においては、最終気配値段を含む。)がある市場を選択し、当該市場における最終値段(取引所市場においては、最終気配値段を含む。)とする。</li> <li>全ての市場において約定値段がない場合は、DVP清算値段については清算値段等指定市場における当該日の基準値段とし、発行日決済取引の清算値段及び代用有価証券の代用価格に使用する時価については前日の清算値段又は時価とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場の優先順位は、当該銘柄の「清算値段等指定市場」(一定期間における売買高の多い市場)を第一順位とし、清算値段等指定市場において約定値段がない場合は、「取引所・業界団体等コード」の昇順(東証 大証 名証 福証 札証(店頭))とする。</li> </ul>

項目	内容	備考
<p>(2)重複上場銘柄に係る清算値段等指定市場の取扱い</p> <p>清算値段等指定市場の決定及び変更</p> <p>新規上場銘柄の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算値段等指定市場は、過去6か月間における普通取引（立会外取引を除く。）の売買高が最も多い市場とし、6か月ごとに定例見直しを行う。  （注）各市場は、定例見直しのための基礎情報として、個別銘柄の売買高を所定の方法により清算機関に通知する。</li>   <li>・ 清算機関は、清算値段等指定市場の決定又は変更を行った場合はその内容を参加者に通知する。</li>   <li>・ 既にいずれかの市場に上場している銘柄が他の市場に重複して上場することとなった場合、最初に到来する定例見直しまでは、清算値段等指定市場の変更は行わない。</li>   <li>・ いずれの市場にも上場していない銘柄が同時に複数の市場に上場することとなった場合は、「取引所・業界団体等コード」の昇順で清算値段等指定市場を決定する。この場合、最初に到来する定例見直しまでは、清算値段等指定市場の変更は行わない。</li> </ul>	

以上

## 国債決済制度について

項 目	内 容	備 考
1. 決済物件	<ul style="list-style-type: none"> <li>国債証券の売買の決済物件は、振込国債（国債振替決済制度に基づき日本銀行に寄託されている国債証券をいう。）とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算参加者が国債振替決済制度の間接参加者である場合は、指定参加者（当該間接参加者の口座開設先である直接参加者）の預り口を利用して決済を行う。</li> </ul>
2. 決済方法		
(1) 日銀ネットによるDVP決済	<ul style="list-style-type: none"> <li>国債証券の売買の決済は、日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）のDVP機能を利用して行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DVP (Delivery Versus Payment) : 資金及び証券の同時受渡し</li> <li>DVP決済に係る受渡代金の授受は、清算参加者の日本銀行当座勘定（日本銀行と当座勘定取引がない場合は代行決済銀行の日本銀行当座勘定）を利用して行う。</li> </ul>
(2) 決済の組合せ及び決済金額の小口化	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算機関は、個々のDVP決済について渡方清算参加者と受方清算参加者の組合せを行う。</li> <li>DVP決済の組合せについて決済一件当たりの額面金額が50億円を超えるものについては、額面50億円以下となるよう小口化を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算参加者には組合せの相手方となる清算参加者の名称を通知しない（相手方ブラインド）。</li> </ul>
(3) DVP決済の順序	<ul style="list-style-type: none"> <li>渡方清算参加者と清算機関とのDVP決済（以下「DVP1」という。）が実行されたものについて、当該DVP1と組合せとなる清算機関と受方清算参加者とのDVP決済（以下「DVP2」という）を行う。（別添参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算機関は、渡方清算参加者から国債の引渡しを受けない限り、受方清算参加者に国債を引き渡せないことから、DVP1を実行した後にDVP2を実行する必要がある。</li> </ul>
(4) DVP決済の指図	<ul style="list-style-type: none"> <li>DVP1については、渡方清算参加者が日本銀行に対して国債資金同時受渡依頼を行い、清算機関が日本銀行に対して資金受渡依頼を行う。</li> <li>DVP2については、清算機関が日本銀行に対して国債資金同時受渡依頼を行い、受方清算参加者が日本銀行に対して資金受渡依頼を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>渡方清算参加者が国債振替決済制度の間接参加者の場合は、指定参加者が国債資金同時受渡依頼を行う。</li> <li>受方清算参加者が日本銀行の当座勘定取引先でない場合は、代行決済銀行が資金受渡依頼を行う。</li> </ul>



項目	内容	備考
<p>3. 決済時限</p> <p>(1) DVP1 (渡方清算参加者と清算機関との決済)</p> <p>(2) DVP2 (清算機関と受方清算参加者との決済)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>渡方清算参加者から清算機関への国債引渡しに係る最終時限は午後1時30分とする。</li> <li>受方清算参加者から清算機関への売買代金の支払いに係る最終時限は午後2時とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>渡方清算参加者は、業務開始後速やかに清算機関への国債引渡しを行うものとし、原則として正午までには国債引渡しを完了させるよう努めるものとする。</li> <li>受方清算参加者は、清算機関からの国債資金同時受渡依頼に係る通知受領後速やかに清算機関に売買代金を支払うものとし、原則として国債受渡依頼に係る通知受領後20分以内に売買代金の支払いを完了させるよう努めるものとする。</li> </ul>
<p>4. 経過利子の取扱い</p> <p>(1) 経過利子の授受</p> <p>(2) 経過利子の区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経過利子は、DVP決済に係る受渡代金に加算して授受する。</li> <li>経過利子の区分は、「非課税扱い」及び「課税扱い」の2とおりとする。</li> </ul>	
<p>5. 証券決済未了の場合の取扱い</p> <p>(1) 証券決済未了</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>渡方清算参加者が、午後1時30分までに清算機関への国債証券の引渡しを行わなかった場合(以下「証券決済未了の場合」という。)当該決済は翌日以降の日に繰り延べる。</li> <li>証券決済未了の場合、清算機関は、清算機関と受方清算参加者との決済のうち清算機関が指定するもの(証券決済未了となったDVP1と組合せとなっているDVP2)を翌日以降の日に繰り延べる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算参加者は、証券決済未了については、真にやむを得ない場合に限るものとする。</li> <li>証券決済未了は、あらかじめ指定した決済の組合せ一件単位でのみ認める。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
( 2 ) 証券決済未了の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証券決済未了の場合、渡方清算参加者は、当初の決済日から起算して5日目の日までの日（当初の決済日から起算して5日目の日が利払期日前3日間のいずれかの日に当たる場合は、利払期日の3日前の日の前日までの日又は利払期日）に決済を行わなければならない。</li> <li>・ 証券決済未了の場合、渡方清算参加者は決済を行う日その前日（午後2時まで）に清算機関に通知しなければならない。</li> <li>・ 清算機関は、渡方清算参加者から証券決済未了の場合の決済日の通知を受けたときは、その決済日を受方清算参加者に通知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡方清算参加者は証券決済未了解消のための決済に際し、再び証券決済未了を発生させることはできない。</li> <li>・ 受方清算参加者は、清算機関から決済日の通知を受けた場合、これを拒否することはできない。</li> </ul>
( 3 ) 経過利子の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証券決済未了の場合、渡方清算参加者は、当初の決済日の翌日以降の経過利子を請求することはできない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証券決済未了の場合の決済を利払期日に行う場合は、利子相当額を受渡代金から差し引く。</li> </ul>
( 4 ) 遅延損害金の支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証券決済未了の場合、渡方清算参加者は、売買代金 100 円につき 1 日 4 銭の遅延損害金を、清算機関を通じて受方清算参加者に支払う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遅延損害金は、当分の間、売買代金 100 円につき 1 日 2 銭 5 厘とする。</li> </ul>

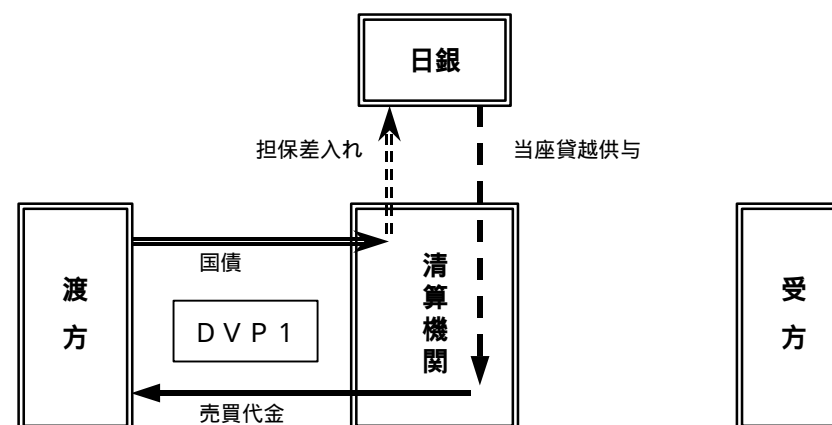
以 上

## 清算機関における国債 D V P 決済の方法

## 1. 渡方清算参加者と清算機関との間の決済 ( D V P 1 )

清算機関は、渡方清算参加者との間の D V P 決済に際して国債 D V P 同時担保受払機能を利用する。

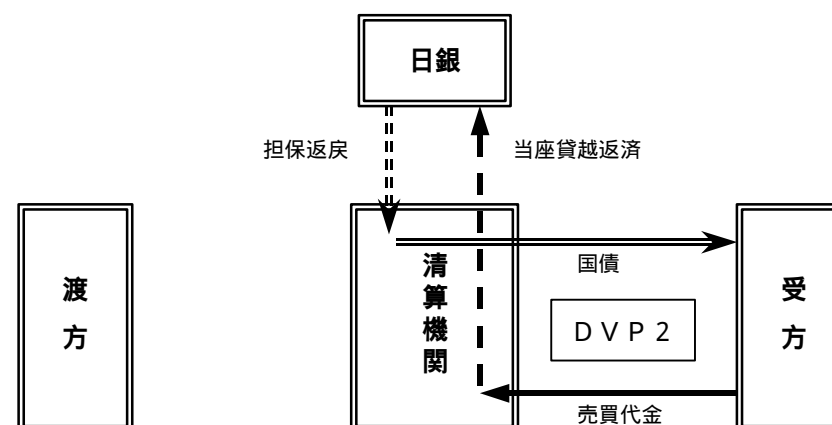
これにより、渡方清算参加者からの国債の引渡し ( )、日銀への当座貸越担保の差入れ ( )、日銀からの当座貸越しの供与 ( ) 及び渡方清算参加者への売買代金の支払い ( ) の 4 つの処理が同時に実行される。



## 2. 清算機関と受方清算参加者との間の決済 ( D V P 2 )

清算機関は、受方清算参加者との間の D V P 決済に際して国債 D V P 同時担保受払機能を利用する。

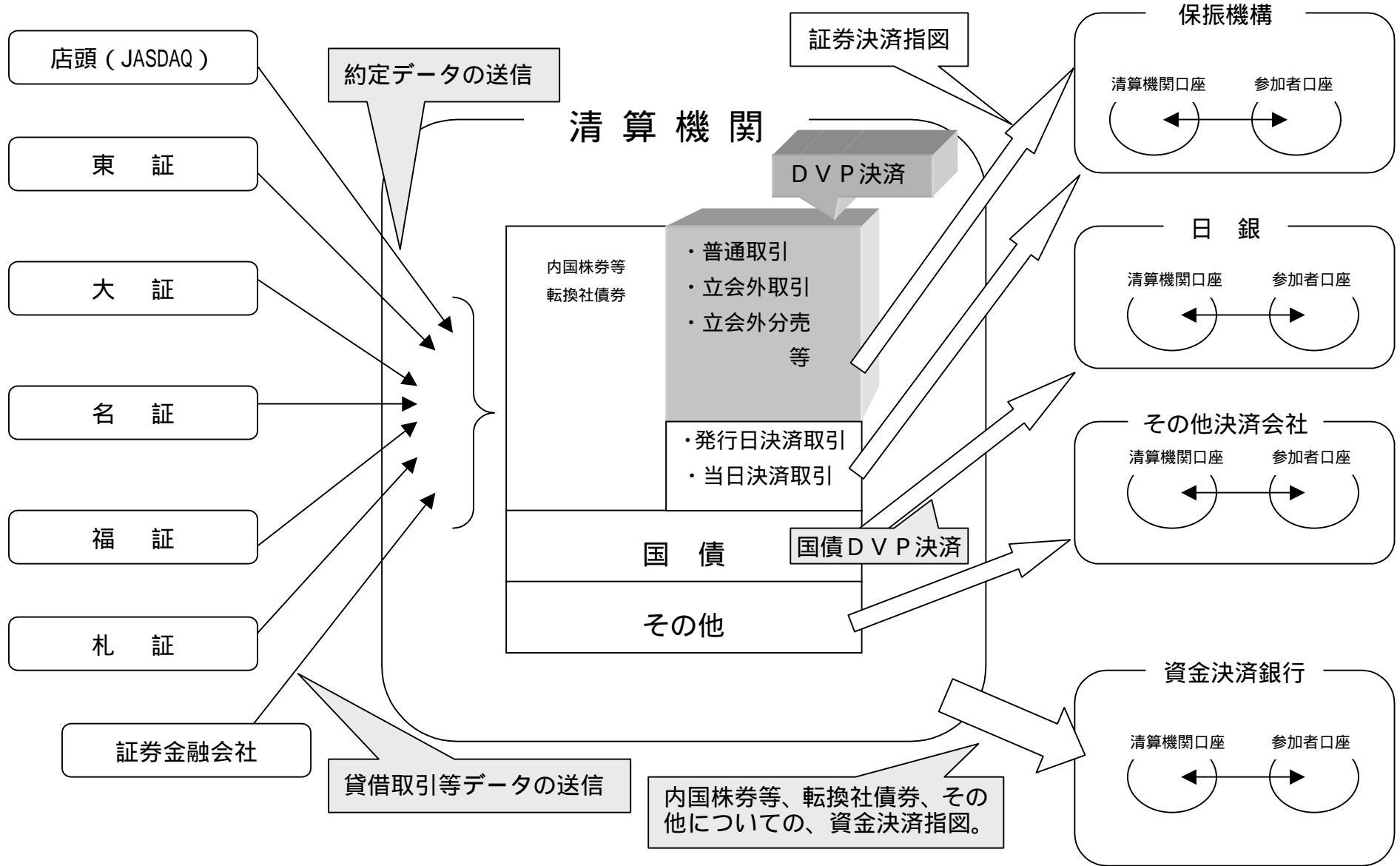
これにより、受方清算参加者からの売買代金の受領 ( )、日銀への当座貸越しの返済 ( )、日銀からの当座貸越担保の返戻 ( ) 及び受方清算参加者への国債の引渡し ( ) の 4 つの処理が同時に実行される。



## 売買制度に関する前提事項

項目	内容	備考
1. 休業日等	<p>&lt; 休業日 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日曜日、国民の祝日、国民の祝日が日曜日に当たるときはその翌日、前日及び翌日が国民の祝日である日、土曜日、年始3日間及び12月31日を休業日とする。</li> </ul> <p>&lt; 半休日 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年始発会日、年末納会日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場開設者が売買立会を臨時挙行する場合の清算の取扱いについては、その都度協議する。</li> </ul>
2. 売買の種類	<p>以下のとおりとする。</p> <p>当日決済取引：売買契約締結の日又はその翌日の日に決済を行うもの</p> <p>発行日決済取引：売買最終日 から起算して4日目に決済を行うもの。</p> <p>発行日決済取引の売買最終日は、以下のとおり。</p> <p>新株券：株主割当又は分割による場合は株券発送の日の翌日とし、一般公募の場合は株券交付の日の前日</p> <p>証書：株主が証書を取得し得る状態の日又は発送の日から起算して10日を経過した日の3日前の日</p> <p>新投資信託受益証券：受益権分割等の場合は証書の取扱いに、一般募集の場合は新株券の取扱いにそれぞれ準じる。</p> <p>普通取引等：売買契約締結の日から起算して4日目に決済を行うもの。ただし、配当落・権利落ち等の期日の売買については、売買契約締結の日から5日目の日に決済を行うものとし、また、転換社債券について転換条件の変更日等と利払期日前日が連続する場合には、当該連続する2日間の翌日（5日目又は6日目）に決済を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場開設者が特に必要と認めて別途取引最終日を定める場合においても、各市場で統一的な取扱いとする必要がある。</li> <li>・ 普通取引等には、立会外分売、立会外取引等を含む。</li> <li>・ 株券オプションの権利行使に係る株券の売買の決済は、権利行使日から起算して原則5日目の日に行う。</li> </ul>

### 清算機関における清算・決済の枠組み（イメージ）



## 貸借取引及び品貸取引の債務引受に関する取扱いについて

項目	内容	備考
<p>1. 貸借取引等に関する清算対象取引の範囲等</p> <p>(1) 清算対象取引の範囲</p> <p>(2) 貸借金利等の取扱い</p>	<p>貸借取引等に関し、清算機関は以下の取引を清算の対象とし、債務の引受け、ネッティング及び受渡し指図等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各市場が指定する証券金融会社（以下、証金）と清算参加者との間の貸借取引により生じる株券等（貸付株券・融資担保株券）又は資金（貸付資金・貸株代り金）の受渡し</li> <li>・ 貸借取引において貸株超過となった銘柄に係る品貸し及びその返済に伴う指定証金と清算参加者との間の株券等又は資金の受渡し</li> <li>・ 貸借取引等に係る債務について、清算機関は清算機関を通じた有価証券又は資金の「受渡しに係る債務」のみを引き受けるものとし、貸借金利、貸借担保及び品貸料等は清算機関における清算対象とせず、清算参加者と証金の間で直接授受するものとする。</li> <li>・ 清算参加者が証金から貸付けを受けた証券又は資金を返還する債務については、清算参加者と証金との間で維持するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株券等とは、株券、優先出資証券、投資証券及び受益証券をいう。ただし、保振機構非同意銘柄に係る貸借取引等は清算の対象としない。</li> <li>・ 品貸しについては、清算機関における取扱いについて各証金から申請を受けた場合に清算の対象とする。</li> <li>・ 現行どおり、貸株超過時の入札等、一連の処理は日証金、大証金及び中部証金の各証金でそれぞれ行うことを前提とし、品貸料（いわゆる逆日歩）も各証金が定める。</li> <li>・ 消費貸借取引自体についての債務引受は行わない。</li> </ul>

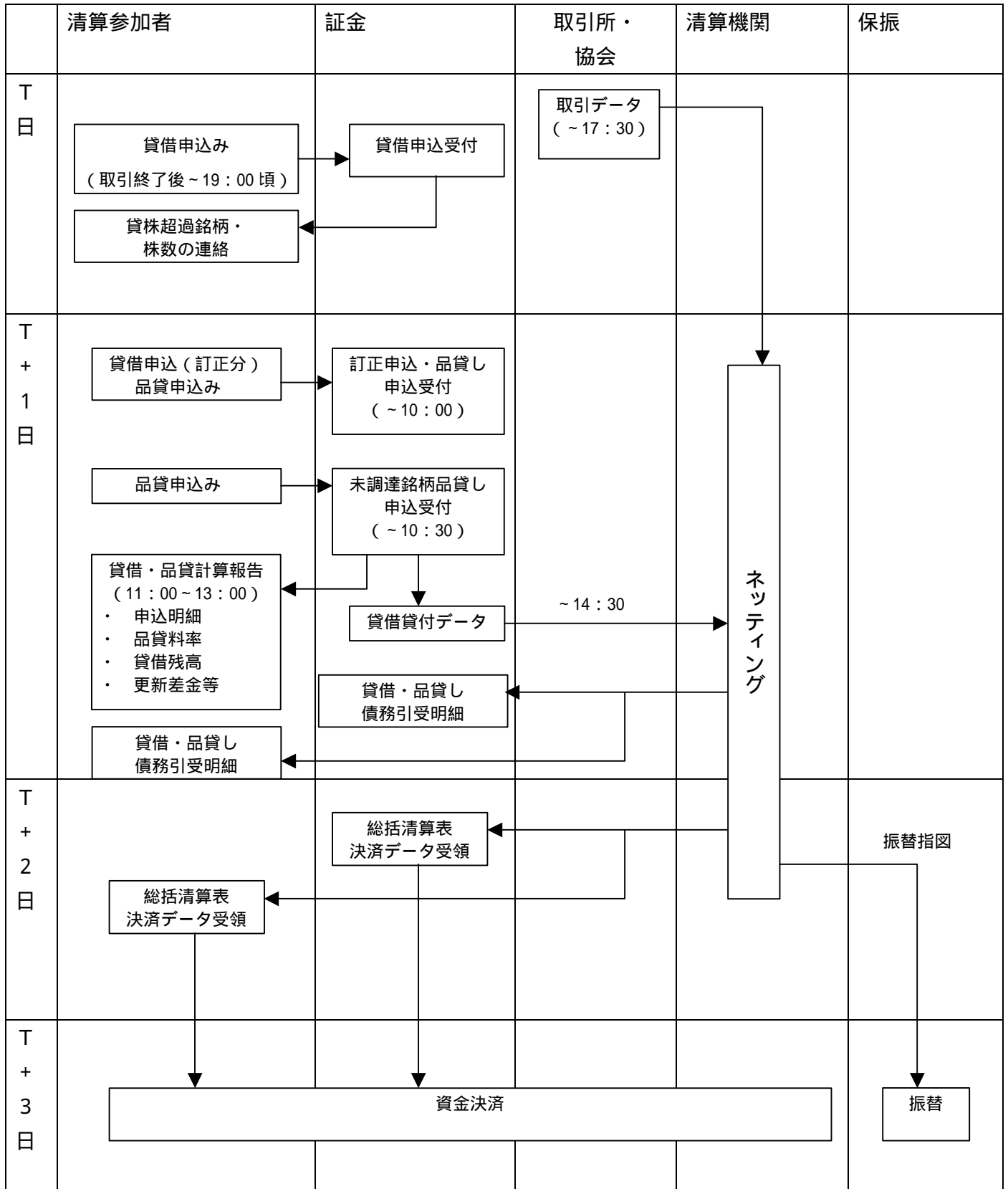
項目	内容	備考
<p>2. 貸借取引等の清算に係る処理スキーム（業務の流れ）</p> <p>(1) 貸借取引の申込み</p> <p>(2) 品貸し取引の申込みの受け</p> <p>(3) 清算機関への貸借取引情報の通知</p> <p>(4) 清算機関における処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算参加者は、各市場で行った売買について、約定日の取引終了後に、市場ごとにその指定証金に対し貸借取引の申込みを行う。（現行どおり）</li> <li>・ 各指定証金は、それぞれの貸借残高を計算し、貸株超過となった銘柄について、T + 1日に品貸しの申込みを受ける。</li> <li>・ 品貸しの入札終了後、各証金は品貸しに応じた参加者ごとに品貸し株数及び貸株代り金の額を確定させる。</li> <li>・ 各証金において、(1)と(2)及び貸借・品貸しの返済データを確認のうえ、T + 1日の午後2時30分までに清算機関に当該情報を通知する。</li> <li>・ データ受領後、市場取引分とネットिंगし、総受渡し証券・代金を清算参加者及び各証金に通知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別添1「統一清算機関における貸借・品貸し取引の業務フロー（案）参照」</li> <li>・ 同一清算参加者が、重複上場銘柄を複数の市場で売買し、それぞれ指定証金と貸借取引を行った場合でも、各証金にそれぞれ申込みを行う。（別添2「統一清算機関における貸借取引の処理イメージ」参照）</li> <li>・ 札証・福証・東証分については、日証金東京本店から、名証分については中部証金から、大証分は大証金からそれぞれ直接清算機関にファイル伝送する。</li> </ul>
<p>3. 貸借取引等に係るシステム処理</p> <p>(1) 証金からのデータ受領等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算機関は、各証金からファイル伝送により、貸借取引等に関するデータを受領する。</li> <li>・ データ項目については、別途、証金向け接続仕様書において詳細を定める。</li> </ul>	

項目	内容	備考
(2) 貸借取引等に 係る清算情報 の清算帳票等 への表示方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸借取引等の清算情報については、WAN (Target) を通じ、清算参加者 (証金を含む。) に対し、新規・返済の別を各証金ごとに表示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>別添 3 画面イメージ</li> </ul>
4. その他		
(1) 証金による清 算機関への参 加形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>証金は、清算参加者として清算機関に参加することとするが、その参加基準については、証券金融業の業態や証取法による免許業種として同法による監督を受けていることを踏まえ、証券会社等の基準とは別に定める。</li> </ul>	
(2) 清算手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的手数料率については別途検討する。</li> </ul>	
(3) 貸借取引の管 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用・貸借取引に係る諸管理 (残高の公表、信用取引の制限及び貸借銘柄の選定・廃止等) は、引き続き各市場で行うこととし、清算機関では、その他の取引と同様に、清算基金制度等、清算機関のリスク管理上の措置を講ずる。</li> <li>信用・貸借取引の管理に必要な諸情報の授受については、各市場がそれぞれの指定証金との間で調整する。</li> </ul>	

以上

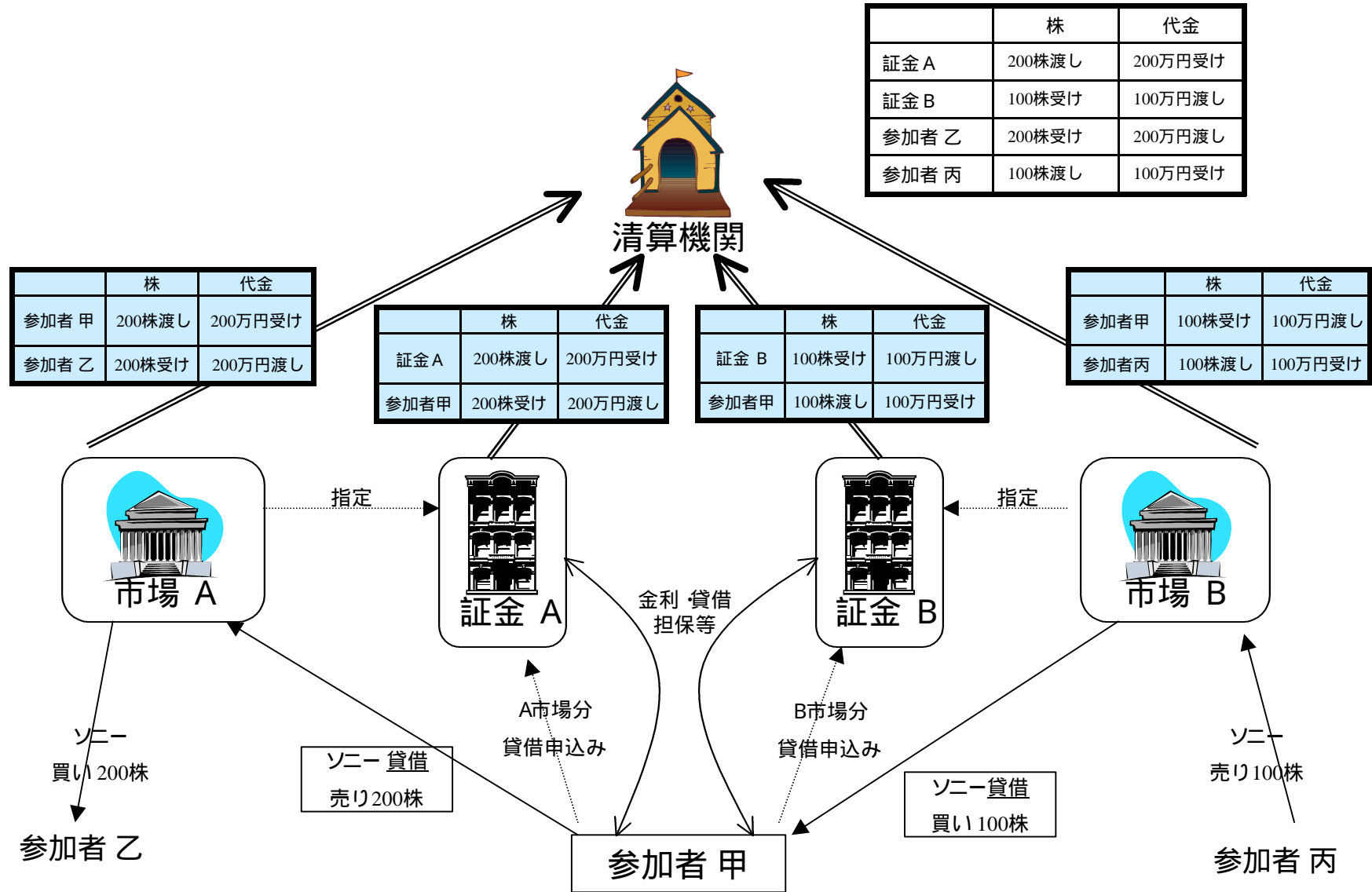


統一清算機関における貸借・品貸取引の業務フロー（案）



# 清算機関における貸借取引の処理イメージ

清算機関におけるネットイング後のポジション



ソニーの時価を10000円と仮定

A\*貸借取引清算引受明細表(統一版).html - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 進む 中止 更新 ホーム 検索 お気に入り 履歴 メール 翻訳 サイズ 印刷 編集 話題

アドレス(A) A\*貸借取引清算引受明細表(統一版).html 移動

## 貸借取引清算引受明細表

決済日 2002年3月27日  
(1/1) 1

銘柄名	コード	新証券コード	日証金分				代金	
			品借・返済		貸借申込		売 円	買 円
			融資- 借返 株	借株- 融返 株	融資- 借返 株	借株- 融返 株		
中外鋳業	14910	351900000	0	0	0	0	0	0
三井松島産業	15180	389400000	0	0	0	0	0	0
アラビア石油	16030	312520000	0	0	0	0	0	0
昭和電工	40040	336800000	0	0	0	0	0	0
住友化学工業	40050	340140000	0	0	0	0	0	0
三菱化学	40100	389580000	0	0	0	0	0	0
日産化学工業	40210	367080000	0	0	0	0	0	0
東ソー	40420	359520000	0	0	0	0	0	0

ページが表示されました

マイコンピュータ

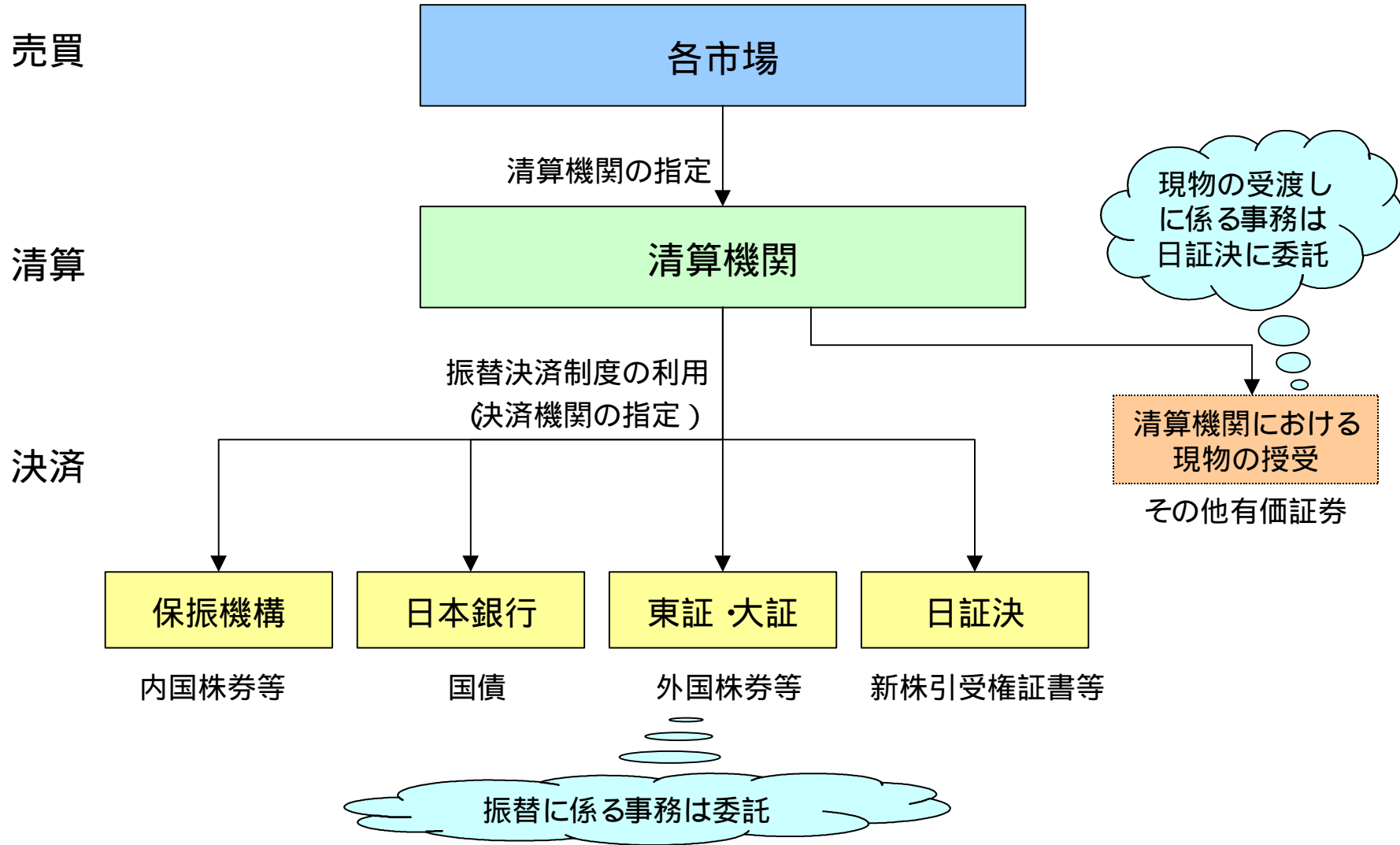
# 取引清算引受明細表

証券  
 コード 00000

日証金分				代金		大証金分				代金		中部証金分				代金	
品借・返済		貸借申込		売 円	買 円	品借・返済		貸借申込		売 円	買 円	品借・返済		貸借申込		売 円	買 円
融資・ 借返 株	借株・ 融返 株	融資・ 借返 株	借株・ 融返 株			融資・ 借返 株	借株・ 融返 株	融資・ 借返 株	借株・ 融返 株			融資・ 借返 株	借株・ 融返 株	融資・ 借返 株	借株・ 融返 株		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

× × 清算株式会社

# 清算機関における決済方法イメージ図



## 株券等 D V P 決済について

### 1 . D V P 決済とは

D V P ( =Delivery Versus Payment ) 決済とは、資金決済と証券決済とをリンクさせた決済方式を意味します。証券と資金の授受をリンクさせることにより、決済不履行から生じる元本リスク ( 証券又は資金を交付した後、その対価を受け取れないリスク ) を排除することができます。

\* D V P 決済の具体的な手法は様々ですが、以下、「 D V P 決済」という場合には、本稿で説明する手法による「 D V P 決済」を指すものとします。

### 2 . D V P 決済の対象取引

各取引所市場及び店頭市場における現物取引のうち、保振機構の取扱銘柄である株券、転換社債券、投信等の普通取引<sup>\*1</sup>、立会外分売、立会外取引<sup>\*2</sup>等が対象となります。<sup>\*3</sup>

\* 1 : 株券オプション取引に係る権利行使分も含みます。

\* 2 : 決済日が普通取引と同様の取引に限ります。

\* 3 : 発行日決済取引、当日決済取引は D V P 決済の対象外です。

### 3. 決済時限

#### (1) 証券決済

渡方清算参加者による有価証券の清算機関への交付：決済日の13:00

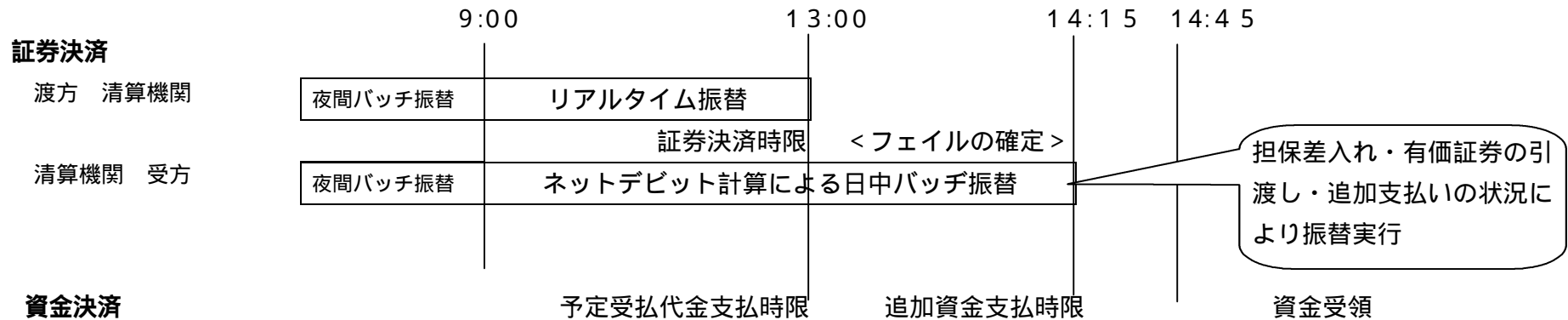
#### (2) 資金決済

支払方清算参加者による清算機関への支払い：決済日の14:15\*

受領方清算参加者による清算機関からの受領：決済日の14:45

\* ただし、決済日に予定されている資金決済が支払いとなっている清算参加者は、当該金額を予定受払代金として決済日の13:00までに支払いを行う必要があります。

#### < DVP決済のタイムテーブル >



## 4 . 決済方法

### ( 1 ) 証券決済

有価証券の授受は、保振機構における口座の振替により行われます。渡方清算参加者から清算機関への有価証券の引渡し\*は、決済日の13:00までとし、清算機関による受方清算参加者への有価証券の引渡し\*は、当該受方清算参加者から預託された前日担保、予定受払代金及び渡済有価証券等の価値(受領可能有価証券価値)に見合う有価証券について行われることとなります。こうした、受方清算参加者への有価証券の引渡しに伴う受領可能有価証券価値の計算をネットヒット計算といい、この計算による受方清算参加者への有価証券の口座振替は、夜間バッチ処理のほか、9:30、10:30、11:30、12:30、13:00、14:15の日中バッチ処理により行われます。

\* DVP決済においては、有価証券の授受に関する相手方指定は行われません。

清算機関による受方清算参加者への有価証券の引渡しを決定する「受領可能有価証券価値」は、次の算式で求めます。

$$\begin{aligned} \text{受領可能有価証券価値} &= \text{予定受払代金支払額}^1 + \text{前日差入担保金預託額}^2 + \text{渡済み有価証券価値}^3 \\ &+ \text{追加資金支払額} - \text{受済み有価証券価値}^3 \pm \text{値洗差金額}^4 \end{aligned}$$

#### \*1：予定受払代金支払額

決済当日に予定されているDVP決済に係る資金決済が支払いとなっている清算参加者は、その予定受払代金を決済日の13:00までに必ず清算機関に支払います。これにより、13:00において被フェイル分を除くすべての有価証券が受領されます。

予定受払代金の額が証券決済時限(13:00)におけるフェイル分を考慮して確定された受払代金の額と異なる場合には、追加支払\*(~14:15)又は余剰金の返済(14:45)として調整が行われます。

\* 「(3) 追加支払について」を参照。



\*2：前日担保（任意担保）

清算参加者は、決済日の前日までに清算機関に担保（現金・代用有価証券）を差し入れることにより、その担保額（代用有価証券については代用掛目を乗じて得た額）に相当する有価証券を受領することができます。

\*3：有価証券価値

渡済み又は受済み有価証券価値における有価証券価値は次の算式で求められます。

有価証券価値 = 有価証券数量 × D V P 清算値段

\*4：値洗差金額

売買に係る約定値段と D V P 清算値段との差額及び証券決済未了（以下「フェイル」といいます。）により繰り越された受渡しに係る前日の D V P 清算値段と当日の D V P 清算値段との差額等をいいます。

## （2）フェイル制度

D V P 決済制度において、決済日に有価証券を引き渡すことができない（フェイル）場合は、当該有価証券及びこれに対応する決済代金の授受を翌日に繰り越し、その繰越し分は、繰り越された日を決済日とする売買取引の決済と再度ネットティングしたうえで授受することとなります。

ただし、決済日を遵守する現行の決済実態を維持するため、フェイル発生を抑止する仕組みとして、フェイルを起こした清算参加者に対してはペナルティー（遅延損害金等）を課すこととします。

## （3）資金決済

### 資金決済

金銭（受払代金）の授受は、清算銀行又は日本銀行のうちから清算参加者が資金決済銀行として選定した銀行における口座振替により行われます。

a . 支払

資金決済銀行として清算銀行を指定している場合、予定受払代金の支払（～13:00）についての各清算参加者口座から清算機関口座への口座振替は、清算銀行が行います（逆引き）。一方、追加資金の支払（～14:15）については、清算銀行は口座振替（逆引き）を行わないため、各清算参加者が能動的に清算機関口座への資金の振込みを行う必要があります。

一方、資金決済銀行に日本銀行を利用している場合、予定受払代金の支払い（～13:00）、追加支払（～14:15）ともに各清算参加者が能動的に清算機関口座への資金の振込みを行います。

b . 受領

受払代金の受領方となった場合、若しくはフェイルを被ったことにより、受払代金の余剰金返戻がある場合、各清算参加者は、資金決済銀行を通じて14:45～に資金を受領します。

追加資金の支払について

追加資金の支払とは、フェイルの発生に伴う資金決済の繰り延べにより、受払代金の追加的な支払いが必要となる場合の当該支払をいいます。追加資金の支払は、資金決済銀行を通じて各清算参加者から能動的に清算機関口座に振込みを行います。

<追加支払の事例>

- ・ X清算参加者がT日に次の売買を約定。

（売）甲銘柄 1株 100万円 / （買）乙銘柄 2株 200万円（=@100万円×2株）

- ・ S日の清算値段（S-1日終値） 甲銘柄：90万円 / 乙銘柄：80万円

- ・ S日の予定受払代金

	決済代金 a	値洗差金 b	受払代金 a+b
甲銘柄（売）	+90万円	+10万円	+100万円
乙銘柄（買）	-160万円	-40万円	-200万円
合計	-70万円	-30万円	-100万円

- ・ S日の処理

9:00～13:00

予定受払代金100万円を支払う。...

13:00

X清算参加者は甲銘柄につきフェイルを発生

～14:15

甲銘柄のフェイルに伴い、証券決済を繰り延べるとともに決済代金（90万円）も繰り延べる。...

そのため、受払代金（確定額）は同予定額と比較して90万円少なくなる。この場合、X清算参加者は90万円の追加支払を行う。...

・ S日の受払代金（確定額）

	決済代金 a	値洗差金 b	受払代金 a+b
甲銘柄（売）	-	+ 10万円	+ 10万円
乙銘柄（買）	- 160万円	- 40万円	- 200万円
合計	- 160万円	- 30万円	- 190万円

フェイル発生の有無に関わらず、値洗差金の決済は行う。  
 フェイルが発生した場合、決済代金について決済を繰り延べる。

## 5 . バイイン制度

被フェイル清算参加者（フェイルを被った清算参加者）は、清算機関に対し、フェイルに係る有価証券についてバイインを請求することができます。バイインの請求は当初予定されていた決済日の翌営業日の証券決済終了以降、被フェイルが継続している場合に行うことができます。

バイインの請求があり、請求日から起算して4営業日目の日までにバイイン請求の対象である被フェイルポジションが解消されないときは、バイインが実行され、当該バイインに要した費用がそのポジションに係るフェイル清算参加者に課されます。  
 なお、バイイン請求はWANを通じて行われることとなります。

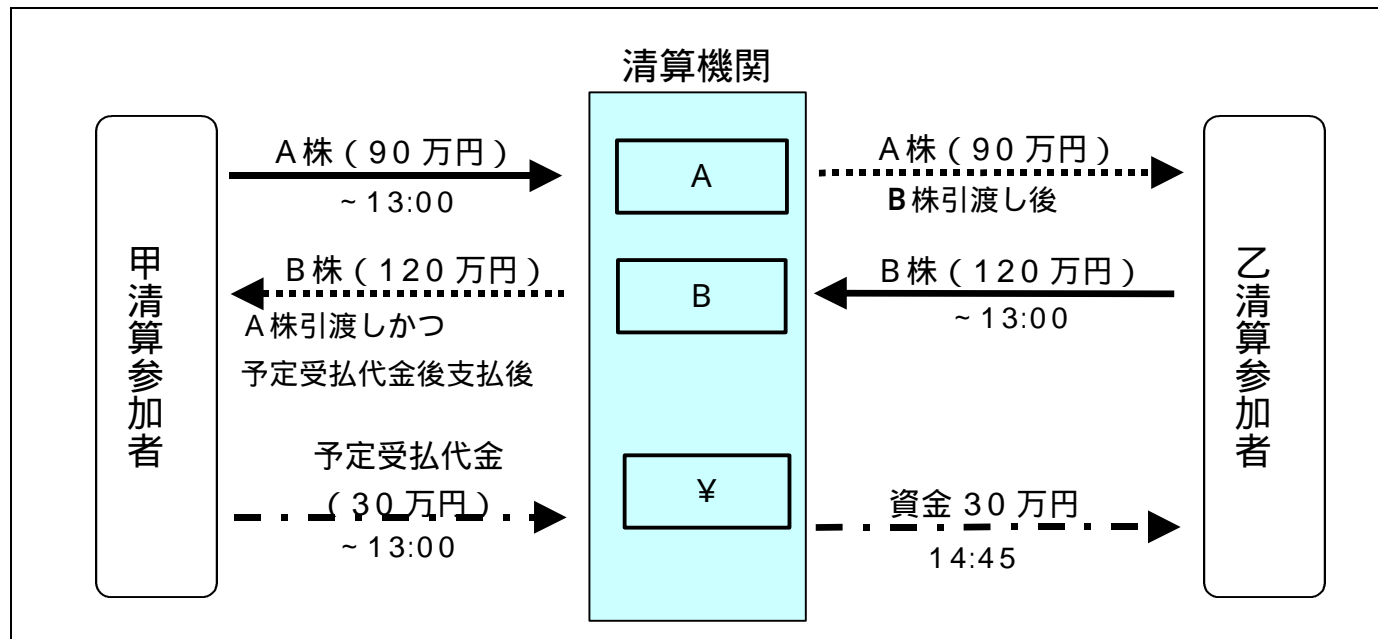
## 参考1 DVP決済スキーム

### 例) 決済予定数量・金額

甲清算参加者：証券（A株（90万円）渡し、B株（120万円）受け）・資金（30万円支払い）

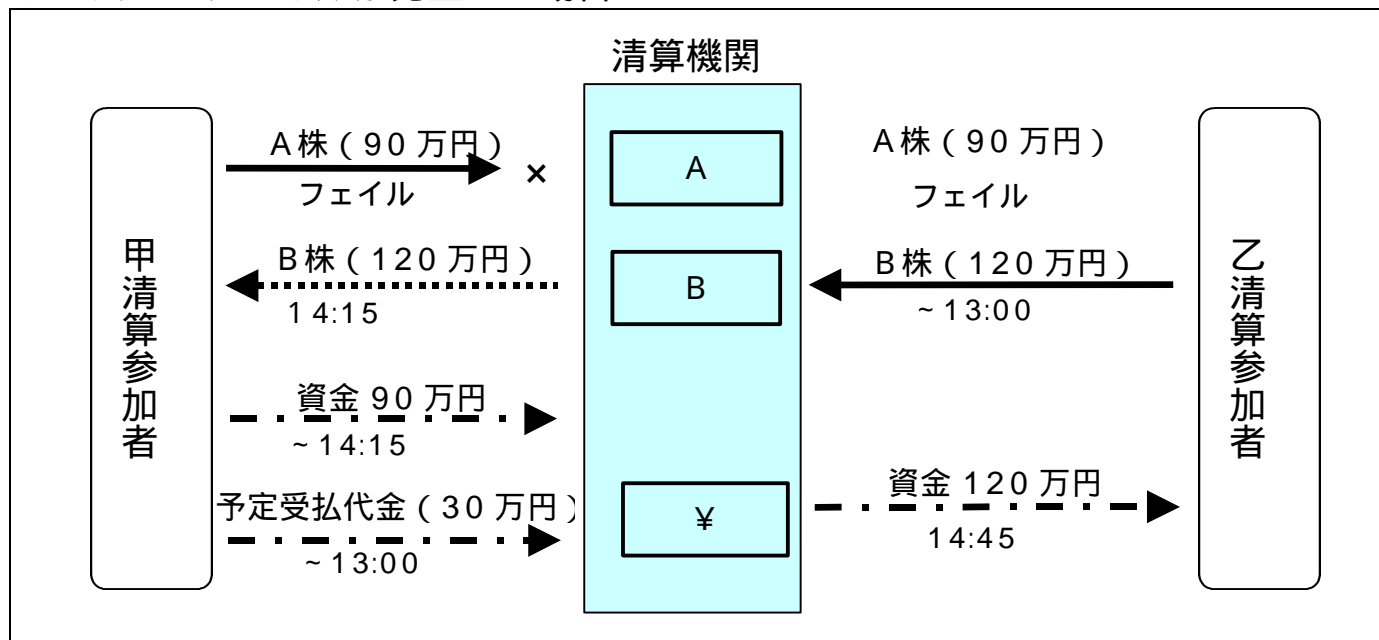
乙清算参加者：証券（A株（90万円）受け、B株（120万円）渡し）・資金（30万円受領）

### ケース1：通常の決済



- ・甲清算参加者は、A株及び予定受払代金を13:00までに清算機関に支払うことにより、B株を受領できます。
- ・乙清算参加者は、B株を13:00までに清算機関に引き渡すことによりA株を受領できます。資金は14:45に受領します。

## ケース2：フェイルが発生した場合



- ・甲清算参加者は、予定受払代金を 13:00 までに清算機関に支払います。ただし、A株の引渡しをフェイルしているため、支払い不足額を 14:15 までに振込むこととなります。B株は 14:15 に受領できます。
- ・乙清算参加者は、B株を 13:00 までに清算機関に引き渡しますが、甲清算参加者がA株をフェイルしたため、フェイルされたA株の代金相当額と合わせて 120万円を 14:45 に受領します。

## 参考2 DVP決済事務の流れ

DVP決済における清算参加者の主な事務手続きは次のとおりです。

時間	処理内容
決済日前日 17:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WANにより、翌決済日の決済情報である「銘柄別決済確定数量」、「総受払代金計算表（予定額）」を受信します。</li> </ul>
22:30～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WANにより、翌決済日に向けた前日担保の差入れ残高情報である「前日担保残高表」を受信します。</li> </ul>
決済日当日 ～13:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保振機構の清算参加者決済口座に証券残高を発生させます。振替請求に一時停止申告を付している場合には、一時停止申告を解除します。</li> <li>・資金決済銀行の参加者口座に予定受払代金の資金残高を発生させます。これにより、資金決済銀行は参加者口座から清算機関口座へ口座振替を行います。</li> </ul>
～13:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決済日当日、自社に発生したフェイル及び被フェイル情報である「フェイル情報通知（受渡後）」をWANにより受信します。</li> <li>・WANにより「追加支払通知」を受信し、データ（追加支払額）の有無を確認します。</li> </ul>
～14:15	<p>&lt;追加支払額のデータがある場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金決済銀行の清算機関口座に追加支払額を入金します。</li> <li>・資金決済銀行に清算銀行を指定している場合、追加支払額の入金時に「振込入金を行ったことを証する書類の写し*」を入手します。 *：銀行が発行する「振込金受取書」やウェブシステムから出力した振込実行の確認書類等。</li> <li>・資金決済銀行に清算銀行を指定している場合、「追加支払通知」をWAN端末によりプリントアウトし、「追加支払振込実行通知書」欄に必要事項を記入、押印のうえ、「振込入金を行ったことを証する書類の写し」を添付し、清算機関にFAX送信をします。</li> </ul>

A\*株式清算引受明細表(立会内取引)(他市場分)(統一版).htm - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 進む 中止 更新 ホーム 検索 お気に入り 履歴 メール 翻訳 サイズ 印刷 編集 話題

アドレス(A) A\*株式清算引受明細表(立会内取引)(他市場分)(統一版).htm 移動

## 株式清算引受明細表 / × × 分

( 内国株 )

内国株  
外国株  
投信等

約定期日 2002年2月1日 コード 00000

免証券

注: 過...過誤 追...追加 消...取消

(1/1) 1 [X] [次ページ]

取引種別	銘柄名	コード	新証券コード	決済予定日	売買内容							
					売買区分	株数 株	値段 円	代金 円	時間帯			管理項目
									連番1	連番2	成立時刻	
1	ニ 子 口	13310	366600000	02.02.06	買	0	0	0	0	0	0:00	
2	日 本 水 産	13320	371880000	02.02.07	買	0	0	0	0	0	0:00	
3	日 本 水 産	13320	371880000	02.02.06	買	0	0	0	0	0	0:00	
4	住 友 電 設	19490	340780000	02.02.06	買	0	0	0	0	0	0:00	
5	住 友 電 設	19490	340780000	02.02.06	買	0	0	0	0	0	0:00	
6	住 友 電 設	19490	340780000	02.02.06	買	0	0	0	0	0	0:00	

(備考)取引種別1:普通取引、2:発行日決済取引、3:当日決済取引、4:分売・買付、5:立会外取引、6:立会外当日決済取引

× × 清 算 株 式 会 社

ページが表示されました マイコンピュータ

A\*株式清算引受明細表(立会内取引)訂正一覧(他市場分)(統一版).htm - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 進む 中止 更新 ホーム 検索 お気に入り 履歴 メール 翻訳 サイズ 印刷 編集 話題

アドレス(A) A\*株式清算引受明細表(立会内取引)訂正一覧(他市場分)(統一版).htm 移動

## 株式清算引受明細表 / × × 分

(  ) 訂正一覧

約定日 2002年2月1日

コード 免証券 00000

注: 過...過誤 追...追加 消...取消

(1/1) 1

取引種別	銘柄名	コード	新証券コード	決済予定日	売買内容								
					売買区分	株数 株	値段 円	代金 円	時間帯			管理項目	
									連番1	連番2	成立時刻		
1	ニ 子 口	13310	366600000	02.02.06	買	追	0	0	0	0	0	0:00	
2	日 本 水 産	13320	371880000	02.02.07	買	消	0	0	0	0	0	0:00	
3	日 本 水 産	13320	371880000	02.02.06	買	消	0	0	0	0	0	0:00	
4	住 友 電 設	19490	340780000	02.02.06	買		0	0	0	0	0	0:00	過
5	住 友 電 設	19490	340780000	02.02.06	買		0	0	0	0	0	0:00	過
6	住 友 電 設	19490	340780000	02.02.06	買		0	0	0	0	0	0:00	過

(備考)取引種別1:普通取引、2:発行日決済取引、3:当日決済取引、4:分売・買付、5:立会外取引、6:立会外当日決済取引

× × 清 算 株 式 会 社

ページが表示されました

マイコンピュータ



A\*債券清算引受明細表(立会内取引)(他市場分)(統一版).htm - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 進む 中止 更新 ホーム 検索 お気に入り 履歴 メール 翻訳 サイズ 印刷 編集 話題

アドレス(A) A\*債券清算引受明細表(立会内取引)(他市場分)(統一版).htm 移動

## 債券清算引受明細表 / × × 分

( 転換社債 )

免証券  
コード 00000

約定日 2002年2月1日

注: 過...過誤 追...追加 消...取消

(1/1) 1 [X] [次ページ]

取引種別	銘柄名	コード	新証券コード	決済予定日	売買内容								管理項目		
					売買区分	額面 千円	値段 円	代金 円	経過 利子 円	参考 経過 利子 円	税区分	時間帯			
												連番1		連番2	成立時刻
1	1回コジマ転換社債	900017513	329738PW3	02.02.06	買	0	0	0	0	0		0	0	0.00	
2	1回コジマ転換社債	900017513	329738PW3	02.02.07	買	0	0	0	0	0		0	0	0.00	
3	1回コジマ転換社債	900017513	329738PW3	02.02.06	買	0	0	0	0	0		0	0	0.00	
4	1回コジマ転換社債	900017513	329738PW3	02.02.06	買	0	0	0	0	0		0	0	0.00	
5	利付210回債	02100067	1102101W0	02.02.06	買	0	0	0	0	0	課税	0	0	0.00	
6	9回トルコ共和国円貨債券	00091058	5792000BPB	02.02.06	買	0	0	0	0	0		0	0	0.00	

(備考)取引種別1:普通取引、2:当日決済取引、3:立会外取引、4:立会外当日決済取引、5:国債取引、6:標準取引

× × 清算株式会社

ページが表示されました

マイコンピュータ

A\*債券清算引受明細表(立会内取引)訂正一覧(他市場分)(統一版).htm - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 進む 中止 更新 ホーム 検索 お気に入り 履歴 メール 翻訳 サイズ 印刷 編集 話題

アドレス(A) A\*債券清算引受明細表(立会内取引)訂正一覧(他市場分)(統一版).htm 移動

## 債券清算引受明細表 / × × 分

(  ) 訂正一覧

免証券  
コード 00000

約定日 2002年2月1日

注:過...過誤 追...追加 消...取消

(1/1) 1

取引種別	銘柄名	コード	新証券コード	決済予定日	売買内容										
					売買区分	額面 千円	値段 円	代金 円	経過 利子 円	参考 経過 利子 円	税区分	時間帯			管理項目
												連番1	連番2	成立時刻	
1	1回コジマ転換社債	900017513	329738PW3	02.02.06	買追	0	0	0	0	0		0	0	0:00	
2	1回コジマ転換社債	900017513	329738PW3	02.02.07	買	0	0	0	0	0		0	0	0:00	過
3	1回コジマ転換社債	900017513	329738PW3	02.02.06	買	0	0	0	0	0		0	0	0:00	過
4	1回コジマ転換社債	900017513	329738PW3	02.02.06	買	0	0	0	0	0		0	0	0:00	過
5	利付210回債	02100067	1102101W0	02.02.06	買消	0	0	0	0	0	課税	0	0	0:00	
6	9回トルコ共和国円貨債券	00091058	5792000BPB	02.02.06	買消	0	0	0	0	0		0	0	0:00	

(備考)取引種別1:普通取引、2:当日決済取引、3:立会外取引、4:立会外当日決済取引、5:国債取引、6:標準取引

× × 清算株式会社

ページが表示されました

マイコンピュータ

A\*株券オプション取引権利行使申告・割当清算引受明細表(他市場分)(統一版).htm - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 進む 中止 更新 ホーム 検索 お気に入り 履歴 メール 翻訳 サイズ 印刷 編集 話題

アドレス(A) A\*株券オプション取引権利行使申告・割当清算引受明細表(他市場分)(統一版).htm 移動

## 株券オプション取引権利行使申告・割当清算引受明細表 / × × 分

兜証券  
コード 00000

約定日 2002年3月27日  
(1/1) 1

銘柄名	権利行使価格 円	コード	株券終値 円	受渡 単位 株	権利行使		割当		売				買						
					単位	代金 円	単位	代金 円	単位分		未単位分		単位分		未単位分				
									数量 株	金額 円	数量 株	支払金額 円	受入金額 円	数量 株	金額 円	数量 株	支払金額 円	受入金額 円	
大成建設コール 13年3月	000	0000000000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000
大成建設プット 13年3月	000	0000000000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000

× × 清算株式会社

ページが表示されました

マイコンピュータ

## 主な帳票

通番	出力方式	帳票名	業務名	記載内容
1	WAN	株式清算引受明細表（通常分／訂正分）	照合業務	株式等について市場別、銘柄別の清算明細
2	WAN	債券清算引受明細表（通常分／訂正分）	照合業務	債券等について市場別、銘柄別の清算明細
3	WAN	株券オプション権利行使分清算引受明細表	照合業務	株券オプションについて市場別、銘柄別の権利行使・割当明細
4	WAN	貸借取引清算引受明細表	照合業務	証金毎、銘柄別の貸借取引明細
5	WAN	銘柄別決済予定数量／確定数量	決済業務	総括清算銘柄の銘柄別の決済予定・確定数量
6	WAN	総括清算表（約定代金／決済代金・値洗差金）	決済業務	総括清算対象となる有価証券別に約定代金・決済代金等を表示
7	WAN	総受渡代金計算表（予定額速報／予定額／確定額）	決済業務	総括清算後の受払代金額
8	WAN	基準日の決済等に係る受方・渡方指定書	決済業務	基準日等の決済、発行日決済における受方・渡方指定
9	WAN	代金領収通知	決済業務	清算機関が受領した支払い代金の領収通知（清算銀行利用参加者のみ通知）
10	WAN	追加支払通知	フェイル管理	フェイルにより生じた追加の支払額
11	WAN	フェイル情報通知（受渡後／ネットイング後）	フェイル管理	受渡後、ネットイング後のフェイル、被フェイルポジションの残高、解消数量等
12	WAN	ハイイン情報通知（当初／受渡後／ネットイング後）	フェイル管理	受渡後、ネットイング後のハイイン請求、費用負担ポジションの残数量等
13	WAN	株券等DVP決済に係る遅延損害金等明細書	フェイル管理	株券等DVP決済に係る遅延損害金、遅延違約金、期末銘柄等遅延違約金の明細
14	WAN	国債DVP決済に係る遅延損害金明細書	フェイル管理	国債DVP決済に係る遅延損害金の明細
15	WAN	売買証拠金差入返戻可能表	担保管理	売買証拠金として清算機関に差し入れた担保の残高、所要額等
16	WAN	清算基金差入返戻可能表	担保管理	清算基金として清算機関に差し入れた担保の残高、所要額等
17	WAN	前日担保残高表	担保管理	前日担保として清算機関に差し入れた担保の残高、有効額等
18	WAN	担保等受払状況表（清算参加者用）	担保管理	各担保の差入額、返戻額
19	WAN	預り有価証券等残高通知（清算参加者用）	担保管理	各担保の預り残高
20	WAN	実質株主担保等受入残高通知（清算参加者用）	担保管理	担保として差し入れた株式の銘柄別残高
21	WAN	転換社債券利金関係残高通知（清算参加者用）	担保管理	担保として差し入れた転換社債利払銘柄の額面等
22	書面	発行日決済通知表	発行日建玉管理	発行日決済取引の最終受渡決済内容の通知
23	書面	発行日決済参加者別計算表	発行日建玉管理	発行日決済取引の建株残高、差金等
24	書面	国債DVP清算表	国債DVP	国債DVPの受渡代金
25	書面	国債受渡明細表	国債DVP	国債DVPの銘柄、受渡代金等の決済内容
26	書面	国債DVP証券決済未了通知	国債DVP	国債DVPで証券決済未了が発生した場合に、その内容を通知
27	書面	国債DVP証券決済未了解消申告書	国債DVP	国債DVPで渡方参加者の証券決済未了の解消を申告
28	書面	国債DVP証券決済未了解消申告通知	国債DVP	国債DVPで渡方、受方参加者に証券決済未了の解消を通知
29	書面	受方指定書・渡方指定書	振替決済	内国株（保振非取扱銘柄）、外国株等の決済時の相手方指定書
30	書面	送付票（株式）	振替決済	内国株の現物決済時に、参加者に通知する決済内容明細
31	書面	送付票（債券・ワラント）	振替決済	債券、ワラントの現物決済時に、参加者に通知する決済内容明細
32	書面	DB関係帳票	DB業務	DB発行・返済業務に係る発行残高、手数料等についての帳票類

## 債券の経過利子の取扱い

## 1. 基本算式

$$(1) \text{ 非課税売買の場合} \quad 100 \text{ 円} \times \text{年利率} \times (\text{経過日数} \div 365) = A$$

$$A \times (\text{売買額面総額} \div 100) = B$$

$$(2) \text{ 課税売買の場合} \quad 100 \text{ 円} \times \text{年利率} \times (1 - \text{源泉徴収税率}) \times (\text{経過日数} \div 365) = A$$

(注) A … 額面 100 円当たりの経過利子

B … 売買額面総額の経過利子

## 2. 計算方法

(1) 上記の基本算式により計算する際、A は円未満下 7 桁まで求め（下 8 桁以下は切捨て。）、B は円位まで求め（円未満切捨て。）で算出する。

(2) 経過期間の計算において、経過日数は、直前の利子計算期間の開始日から決済日までの片落しとする。ただし初期利子計算期間を両端入れとして発行された国債（リオープン方式導入前に発行された国債）の初期利子に係る期間については両端入れとする。

(3) 利払期日が年 2 回のもので、経過日数が 183 日（初期利子計算期間を両端入れとして発行された国債の初期利子に係るものを除く。）となるときは、半年期分の利子を経過利子の額とする。

(4) 利払期日が銀行休業日に当たり、利払いが繰り上げて行われる債券について、その繰り上げて行われる日に決済を行うときは、経過利子は利落ちの計算とする。

以上

## 相対分割について

各市場から受領する約定データにおいて、同一約定内に売会員と買会員が複数ある場合、経過利子の算出時に、売りと買いの経過利子が等しくなる様に相対分割を行なう。相対分割の方法は以下の通りとする。

約定データを銘柄コード、取引種別、約定通番、約定値段、成立時刻で並べ替え、売りと買いの約定数量を集計し、同数となった約定を同一の手合いとする。

売数量 買数量の場合、買数量を分割数量とし、買数量 売数量を買残数量とする。また、逆に売数量 > 買数量の場合、売数量を分割数量とし、売数量 買数量を売残数量とする。

売または買の残数量を使用して更に次の分割処理を行い、同一約定（手合い）内が全て相対となる様にする。

例)

## 「相対分割前」

売参加者	売数量	買参加者	買数量
A	300	C	200
B	200	D	200
		E	100

## 「相対分割後」

売参加者	売数量	買参加者	買数量
A	200	C	200
A	100	D	100
B	100	D	100
B	100	E	100

- a . 売の1行目と買の1行目で分割（売会員Aに100の残数量）
- b . 売の1行目（残）と買の2行目で分割（買会員Dに100の残数量）
- c . 売の2行目と買の2行目（残）で分割（売会員Bに100の残数量）
- d . 売の2行目（残）と買の3行目で分割

以上

## 初期利子における特別処理について

転換社債等の初期利子について、基本算式により算出した経過利子の額が、実際の初期利子額（利札券面記載の利子額）を超過する  
 場合がある（ ）ため、その場合には経過利子の額が実際の初期利子額を超えないように、これを固定しなければならない。

具体的には、転換社債等の新規上場時のマスタ項目として固定額（実際の初期利子額）を登録することにより、計算した経過利子が  
 固定額を超えた場合、当該固定額を経過利子とする処理をシステム上行うこととする。

## 経過利子額が初期利子額を超過する場合の具体例

実際の初期利子額は の算式により、経過利子は の算式により計算されるが、例えば、年利率：1%、 の年間日数：368日、利子計算期間：180日、  
 の経過日数：179日の場合、額面100万円当たりの初期利子額は4,891円、経過利子は4,904円となり、経過利子額が初期利子額を超過することとなる。

## 初期利子額の計算式

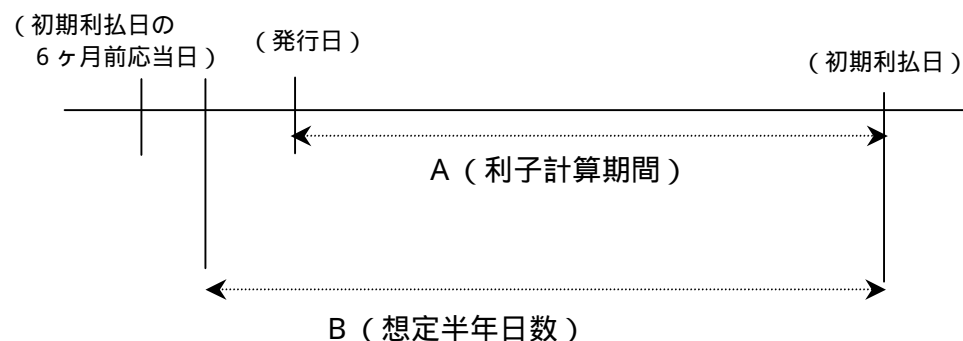
初期利子額 = 額面 × 年利率 × (利子計算期間 ÷ 年間日数)

経過日数：発行日から初期利払日までの実日数（A）

年間日数：初期利払日の6ヶ月前応当日の翌日から初期利払日までの実日数（B）× 2

## 経過利子額の計算式

経過利子額 = 額面 × 年利率 × (経過日数 ÷ 365)



以上

## 清算基金基礎所要額の算出方法について

### 1. 考え方

- ・ D V P の実現により元本リスクは排除されるため、未決済残高<sup>1</sup>の価格変動額（決済不履行時の再調達コスト）を基に計算する。
- ・ 未決済残高は、3日分とする（破綻日には取引がないものとする）。
- ・ 価格変動額は、取引日から破綻日までの間の価格変動リスクを勘案する（破綻日に再調達するものとする）。
- ・ 内国株券（投信等を含む）以外のその他の有価証券については、個別には考慮せず、内国株券について清算参加者ごとに算出した金額に一定額を加算する。

### 2. 計算方法

$$\begin{aligned} \text{清算基金所要額} = & \{ \text{内国株券未決済残高} \times (4 \text{ 日分 T O P I X 変動率}) \\ & + \text{内国株券未決済残高} \times (3 \text{ 日分 T O P I X 変動率}) \\ & + \text{内国株券未決済残高} \times (2 \text{ 日分 T O P I X 変動率}) \} \times (1 + \text{その他有価証券比率}) \end{aligned}$$

#### 内国株券未決済残高

過去3か月間の清算参加者ごとの日々の内国株券の決済代金（総売付代金及び総買付代金の差引金額。貸借取引及び品貸しに係るものを含む。）のうち、期間中95%をカバーする日の額を基準として定める数値

#### T O P I X 変動率

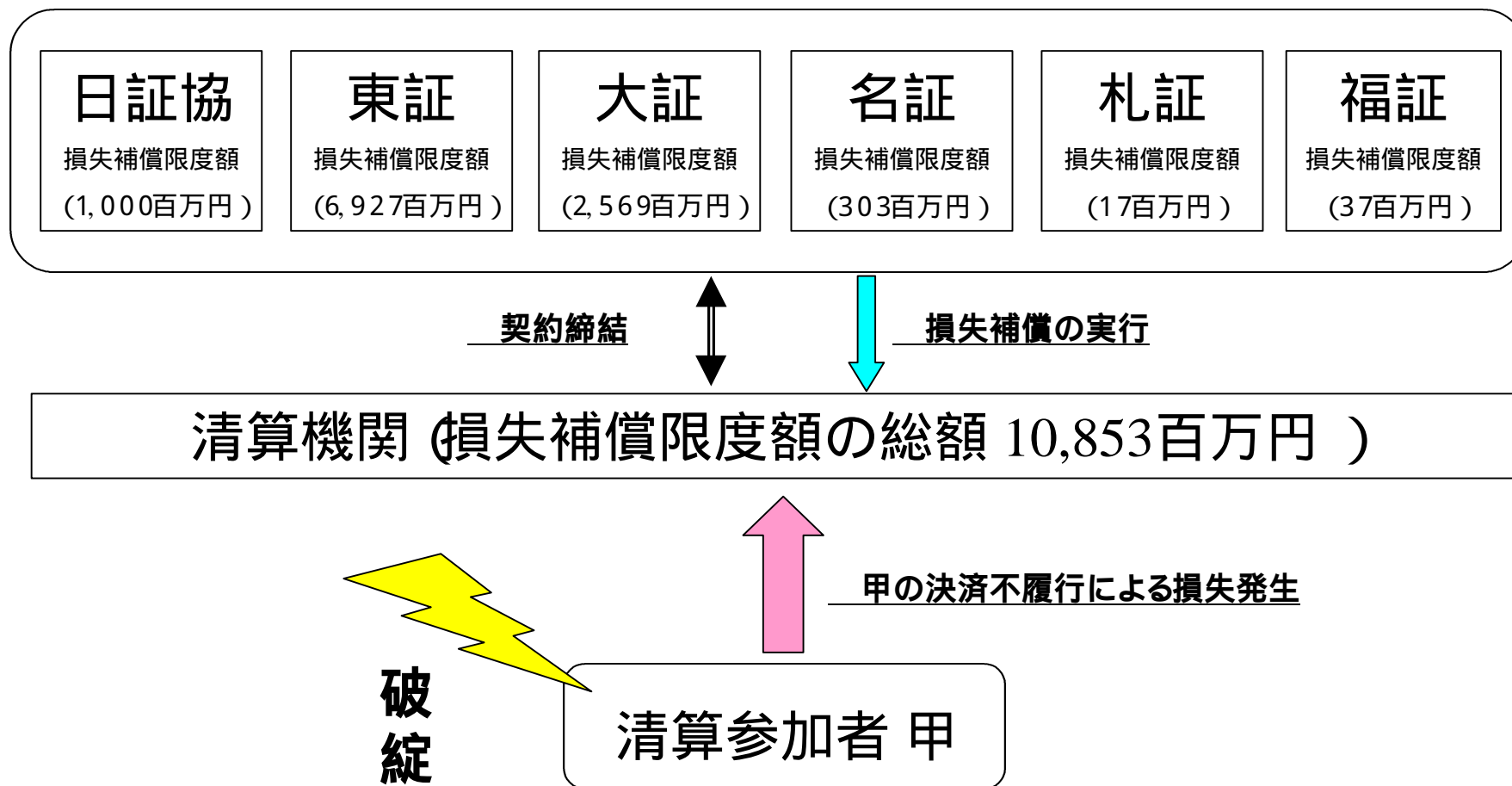
過去3か月間のT O P I Xの変動率（4日分、3日分、2日分）のうち、それぞれ期間中95%をカバーする日の数値を基準として定める数値

#### その他有価証券比率

全清算参加者の内国株券の決済代金に対するその他有価証券の決済代金の比率の平均値を基準として定める一定の数値

<sup>1</sup> 貸借取引及び品貸しに係る株券等の授受に関するものも含む。





(注) 損失補償限度額は、損失補償の実行により減少する。

## 各市場の損失補償実行額の算出事例

別紙19

(例)

清算参加者 甲の決済不履行に伴い、清算機関が被った損失の合計額、100億円。  
甲の清算基金等の預託額、50億円。

### < 決済不履行処理スキーム >

第1順位 (不履行清算参加者の預託金)

100億円 - 50億円 = 50億円 (損失の残額 ( Y ))

第2順位 (各市場による損失補償)

$$\begin{aligned} \text{各市場の損失補償実行額} &= \text{各市場の損失補償限度額} \times \frac{\text{補償する損失の総額 (50億円 ( Y ))}}{\text{各市場の損失補償限度額の総額 (108.53億円 ( X ))}} \\ &= \text{各市場の損失補償限度額} \times 46.07\% \end{aligned}$$

(表)各市場の損失補償実行額

(単位:億円)

		日証協	東証	大証	名証	札証	福証	合計
損失補償限度額 ( A )	-	10.00	69.27	25.69	3.03	0.17	0.37	108.53(X)
損失補償実行額 ( B )	A × 46.07 %	4.61	31.91	11.83	1.40	0.08	0.17	50.00(Y)
実行後の損失補償限度額	A - B	5.39	37.36	13.86	1.63	0.09	0.20	58.53(Z)

当該損失補償の実行により、新たな損失補償限度額の総額は、58.53億円 ( Z ) となる。

各市場開設者から徴収する銘柄管理料・清算手数料の料率

区 分	内 容	有価証券等区分	料率
銘柄管理料	有価証券等区分毎に料金設定し銘柄単位で徴収	内国株券(注)・内国転換社債券及び国債	各市場の月末の上場銘柄数の合計に4,500円を乗じた額を、各市場の売買代金比率で按分した額。ただし、当該算出額が5万円を下回る場合は、月5万円とする。
		その他の有価証券等区分	1銘柄 4,500円/月
清算手数料	有価証券等区分毎に料金設定し売買代金等取引量に応じて徴収	売買代金の万分の0.06(内国株券・内国転換社債)	

(注) 発行日決済取引銘柄を除く。

上記手数料については、今後の市況動向等を踏まえ、清算機関の業務開始前に微調整を行うことがある。